福岡市立歴史資料館

研究報告

第 13 集

1989

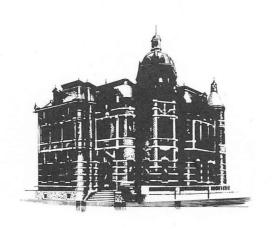


.

福岡市立歴史資料館

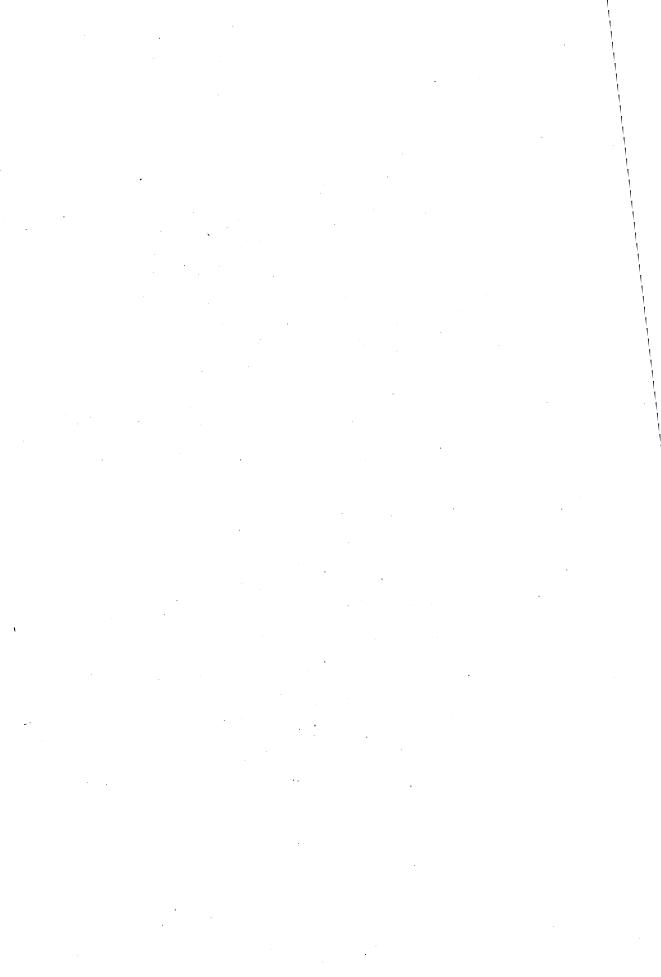
研究報告

第 13 集



1 9 8 9

福岡



当歴史資料館における展示・資料収集活動は、歴史・民俗・考古の各分野にわたっており、その基礎と

なるのが調査研究であります。その成果を公表する研究報告も今回で第一三集になりました。

今回の研究報告第一三集における「筑前五ヶ浦廻船の諸記録」は、筑前五ヶ浦廻船の基本的な資料につ

いてその大略を述べ、代表的な記録を紹介したものであり、「中国出土王莽銭に関する覚書」は、 中国に

おける王莽銭の出土例をとりあげ、日本にもたらされた王莽銭の年代観を再検討したものであります。

今後とも館活動の活発化のため努力していきたいと存じます。皆様の御批判と御指導をお願い申し上げ

ます。

平成元年三月三十一日

長 濱 地 政右衛門

館

•

中国出土王莽銭に関する覚書塩	筑前五ケ浦廻船の諸記録高
屋	田
勝	茂
	EE
利 :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: ::	廣

目

次



筑前五ケ浦廻船の諸記録

延船の記記金

高

田

茂

廣

一はじめに

浦廻船方記録」という文章を見出だしたのが最初の出会いなのであ滝郎氏の家の蔵の二階から一冊の書冊を発見し、その中から「五ケてみたいと思っていたとき、かつて能古島の廻船業者であった前田史上最大の事績が近世の海運業であったことを知り、その跡を探っ年の頃であった。当時『能古島物語』の執筆を終えて、能古島の歴筆者が「五ケ浦廻船」という名称にはじめて接したのは昭和四七

る。

の浦のそれぞれの廻船業については『筑前国続風土記附録』や『筑能古・今津・浜崎・宮浦・唐泊の五つの浦を指していた。この五つ「五ケ浦廻船方記録」によれば、「五ケ浦」とは現在の福岡市西区

る。

存在を研究の成果として残し得なかった原因であろうと考えていこのことが近世を通じて日本有数の廻船集団であった五ケ浦廻船のにではあるが紹介されていた。一方、「五ケ浦廻船」という名称も『糸島郡誌』・『北崎村誌』・『残島村誌稿』などによって断片的『糸島郡誌』・『北崎村誌』・『残島村誌稿』などによって断片的前国続風土記拾遺』といった近世の地誌をはじめ『筑豊沿海志』・

原文を載せることはしなかった。この『筑前五ケ浦廻船』は、その船目録」(津上文書)と「横浜御積登記録帳」(水崎文書)を除いてのは昭和五十年のことであったが、資料として収録した「御役頭廻その後に収集した資料を元にして『筑前五ケ浦廻船』を出版した

件について」と題して五ケ浦廻船の国外への漂流に関する資料を載 歴史資料館研究報告第7集』で「浜崎浦善右衛門のルソン島漂着事 あるのだが、まだそのことを為し得ていない。わずかに『福岡市立 後の新しい資料の発見により書き改めなければならない箇所が多々 せた程度である。

主たる資料の幾つかを紹介する。 かったので、今回、五ケ浦廻船に関する資料の全容を述べると共に 以上のようなことで、収集した資料の多くを紹介する機会が少な

二 五ケ浦廻船の資料について

焼き捨てられるなどの処置によって廃棄されたものも多い。 また、かつて廻船の中心的な役割を果たした家の文書も、終戦以後 実でしかなく、研究の対象になっていなかったことも事実である。 期であり、幕末には衰退の道を辿って明治初期には完全に姿を消し 藩の経済を担って来た海運集団ではあったが、その最盛期が近世中 た民衆の歴史など、明治以降の歴史観からすれば取るに足りない史 五ケ浦廻船に関する資料は決して多くはない。近世を通じて福岡

部を資料として載せる。此の他福岡県立図書館に所蔵されている『郡 町浦御用帳』や『浦記録』を含む膨大な黒田家資料を詳細に調査す は他に出版の予定があるようである。『浦記録』についてはその一 わりを示すが、この内『郡町浦御用帳』と『浦役所記録』について 『浦役所記録』・『浦記録』などに断片的に登場し、福岡藩との関 福岡藩の記録としては、前にも述べたように『郡町浦御用帳』や

> 料として貴重である。しかし、この資料は原本の所在や同書を作成 の由来書が載せられており、五ケ浦廻船の成立を知り得るための資 在るが、その中に五ケ浦廻船の江戸における代弁者であった筑前屋 ミ方・江戸・長崎御立入町人由来書』と題するガリ版刷りの書冊が れば、幾つかの新発見が想定できる。いまひとつ同図書館には『上 した人物・年代が不明であり、簡単には利用できない。

れていない。今後さらに新しいものが出る可能性も残されている。 岡市立図書館蔵)や「筑前志摩郡唐泊浦孫太郎異国漂泊物語之事」 は『通航一覧』に載せられているが、「九年録唐泊孫七実伝物語」(福 紀聞」は『漂流奇談』(石井民司編 集』(荒川英俊編 法政大学出版局)に、「吹流天竺物語」と「南海 れた『孫七漂流記』に属する読み本は現在判明しているだけでも八 種類ほどある。この内「漂夫譚」と「華夷九年録」は『近世漂流記 (大石文書)・「唐泊孫七天竺話」(唐津漁協蔵) はまだ解読がなさ なお、五ケ浦廻船の代表的な漂流事件として福岡藩内で広く読ま 博文館)に、「孫太郎口書一件_

西方喜平家資料

○能古島

前田滝郎家資料

石橋与一郎家資料 三苫弘家資料

は『福岡市歴史資料所在確認調査報告書』に載せているので省く。

五ケ浦内における資料としては次のものがあるが、詳細について

○今津・浜崎 水崎五兵衛家資料

○唐泊

津上礼三家資料

三角隆家資料

三所神社資料

唐泊漁協資料

○宮浦

以上の資料の大部分は文書資料であるが、前田家資料と石橋家資

民俗資料も含めて貴重なものが多い。

民俗資料も含めて貴重なものが多い。

民俗資料も含めて貴重なものが多い。

民俗資料も含めて貴重なものが多い。

民俗資料も含めて貴重なものが多い。

民俗資料も含めて貴重なものが多い。

柴田家資料等がある。

「四十二年」の「日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本ので、日本のでは、日本ので

が確認し、出版されているものとしては島根県浜田市清水屋の『諸県外の資料としては各地に残されている客船帳がある。現在筆者

鹿郡誌』の中にも関連の記事がある。 「世界」の中にも関連の記事がある。 東京、北海道江差の関川家客船帳等があり、それぞれの町史 で、北海道江差の関川家客船帳等があり、それぞれの町史 ので、北海道江差の関川家客船帳等があり、それぞれの町史 ので、とれぞれの町史 国御客船帳』(柚木学編)があるが、この他にも石川県富来町の佐

も忘れてはならない資料であろう。一般的な海運資料として『海事資料叢書』(住田正一編 巌南堂)できない資料である。なお、五ケ浦廻船とは直接の関連はないが、文館)にも五ケ浦廻船の遭難に関する記事があり、見落とすことの『通航一覧』(国書刊行会編 昭和十五年)や『古事類苑』(吉川弘

なお、五ケ浦廻船に言及した論文等には次のものがある。も忘れてはならない資料であろう。

筑前今津の浦大庄屋

橋詰武生『福岡地方史談話会会報一号』

近世における沈没廻船の城米引揚について

『近世海難救助制度の研究』

家令俊雄

『日本歴史』昭和49年二月号

金指正一一吉川弘文館

近世北九州における廻船業の展開―筑前下浦廻船の場合

中野 等『続日本海水上交通史』文献出版

筑前蘭学事始考

杉本 勲『九州文化史研究所紀要第12号』

三 掲載資料について

資料1

「五ケ浦廻船方記録」(前田滝郎家資料)

明和元年にルソンへ漂着した村丸は同家の船であった。明和元年にルソンへ漂着した村丸は同家の船であった。 表紙には書名の記載がなく、末尾に「見聞壱終」とある書冊の一条紙には書名の記載がなく、末尾に「見聞壱終」とある書冊の一表紙には書名の記載がなく、末尾に「見聞壱終」とある書冊の一表紙には書名の記載がなく、末尾に「見聞壱終」とある書冊の一表紙には書名の記載がなく、末尾に「見聞壱終」とある書冊の一表紙には書名の記載がなく、末尾に「見聞壱終」とある書冊の一

には平均石数が千二百石を越えた廻船を六十艘近く保有していた年中(一六四四―一六四七)から宝暦の頃(一七五一―一七六三)内容は二回にわたり福岡藩へ差出した由来の書上書であるが、前段内容は二回にわたり福岡藩へ差出した由来の書上書であるが、前段本、歴史的な立場で書かれた唯一といっていいほどの資料である。 五ケ浦廻船方記録は五ケ浦廻船の発生から当時の現状に至るまで

船方由来書上控』によって判る。とつであったのだろうことが、次に載せる『御一新ニ付 五ケ浦廻の「五ケ浦廻船方記録」はかつての繁栄を取り返すための手段のひが、度重なる遭難等によって十数艘に減少していた時代である。こ

資料

『御一新ニ付 五ケ浦廻船方由来書上控』(水崎文書)

にある署名の「丈平」は幕末から明治初期における水崎家の当主でう。なお、この文書を誰が作製したか等は不明であるが、表題の下書も廻船継続の手段として書かれたものであると考えるべきであろ全に姿を消し、その歴史を閉じるのが明治八年であるから、この文前掲の「五ケ浦廻船方記録」を受継ぐものである。五ケ浦廻船が完前掲の「五ケ浦廻船方記録」を受継ぐものである。五ケ浦廻船が完前掲の「五ケ浦廻船方記録」を受継がものである。五ケ浦廻船が完

ある。

が数多く残されたのはこのことによる。 水崎家はもともと浜崎の廻船廃業が早かったにも拘らず廻船資料の城米引揚について 家令俊雄」も元禄十一年(一六九八)に志座口五二)に起きた青木善右衛門船のルソン島漂着事件に連座して廻国治鏡で沈没した水崎家の船の記録である。しかし、宝暦二年(一出二)に起きた青木善右衛門船のルソン島漂着事件に連座して廻国治鏡で沈没した水崎家の船の記録であった。同家には元禄三年(一水崎家はもともと浜崎の廻船問屋であった。同家には元禄三年(一水崎家はもともと浜崎の廻船問屋であった。同家には元禄三年(一大地の)の船額も残っており、

資料3

『覚』 (水崎文書)

文面から幕末に近い頃の文書であろうと推定する。宛てた通達である。年号等が不記入なので明確なことは云えないが、文書であるのに対し、この文書は継紙であり藩から五ケ浦廻船中へ資料1および2が書冊であり五ケ浦の廻船中より藩へ差出された

ある。
り、福岡藩の五ケ浦廻船に対する対処の仕方を明らかにする資料でり、福岡藩の五ケ浦廻船に対する対処の仕方を明らかにする資料で横浜および永倉の三積立所の在り方等がより克明に記載されてお内容は前掲の資料とほぼ同じであるが、福岡藩米の輸送と若松・

なお、後半の部分には難破船に対する対応の仕方が書かれている。

資料 4

御積越ニ相成候一件」(福岡県立図書館蔵)「江戸大火災ニ而桜田御屋鋪御類焼ニ付御切組材木追々大廻船を以

つであったのだろうと考えるが、この資料の重要性は事件そのものており、五ケ浦廻船にとっても福岡藩に御奉公した最大の事件の「とうであり、県立図書館所蔵の分は一九番・七六番・八一番・八四番・八六番・九九番・百四番・百廿一番の八冊である。この内、火番・八六番・九九番・百四番・百廿一番の八冊である。この内、火番されている資料である。『浦記録』はもともと百数十冊はあった載されている資料である。『浦記録』の「火災」の項に記載のであったのだろうと考えるが、この資料の重要性は事件そのものであったのだろうと考えるが、この資料の重要性は事件そのものであったのだろうと考えるが、この資料の重要性は事件そのものであったのだろうと考えるが、この資料の重要性は事件そのものであったのだろうと考えるが、この資料の重要性は事件そのものであったのだろうと考えるが、この資料の重要性は事件そのものであったのだろうと考えるが、この資料の重要性は事件そのものであったのだろうと考えるが、この資料の重要性は事件そのものであったのだろうと考えるが、この資料の重要性は事件をのものであったのだろうと考えるが、この資料の重要性は事件をのものであった。

対に各回合り口放こある。 にあるのではなく、筑前から江戸まで材木を運んだ五ケ浦廻船の船

数と各廻船の石数にある。

大。 五ケ浦廻船の船数と石数については断片的なものが幾つかある 五ケ浦廻船の船でであるかどうかは明らかでない。しかし、当時の 五ケ浦廻船のやや衰退期の資料であり、ここに載せられた船が が、この資料ほどまとまった資料は他にはない。もっとも天明期と が、この資料ほどまとまった資料は他にはない。もっとも天明期と

資料

『宝暦八寅年より文政十亥年迄七拾ケ年

四代 御称誉御書附写 三拾四通』(津上文書)

心的な家の一つであったことが窺える。 ており、その表題と初期の内容からして当時すでに五ケ浦廻船の中日録』(『筑前五ケ浦廻船』に載録)は享保十二年から書き始められ屋を歴任した家である。この家の代表的な文書である『御役頭廻船津上家は宮浦の庄屋をはじめ五ケ浦廻船の頭取・筑前下浦の大庄

十五歳の少年がこれを書き写したということは、家を嗣ぐ者の資格といった家の福岡藩や近隣の浦との関わり合いを示す資料であり、(一七五八)以降のものであるが、五ケ浦廻船の頭取や浦庄屋などの家に残された御書附類を書き写したものである。文書は宝暦八年資料5は万延元年(一八六〇)に十五歳であった津上富吉郎がそ

資料6

『文政十二丑年ヨリ御称誉御書附写』(津上文書)

そらく資料5の富吉郎と同一人物であろう。治四年までの三十三通であり、筆者は津上定右衛門毅満である。お資料5に続く資料である。内容は文政十二年(一八二九)から明

八五二)以降の大庄屋であった津上定右衛門と同一人物である。なお、筑前下浦の最後の大庄屋であった津上定六は嘉永五年(一

四 おわりに

解できるのではないかとも考えるのである。浦廻船の全貌を摑めるとは考えてはいない。しかし、その概略は理ようにもともと少ない資料の中から選んだ資料であり、これで五ケ、筑前五ケ浦の資料について縷々述べてきたが、はじめにも述べた

近世という大陸はいうにおよばず国内的にでさえ閉鎖的であった。私のように郷土史などといった小さな範囲にとらわれているのらに近代以降の開かれた福岡の歴史へと受継がれるべき歴史であろらに近代以降の開かれた福岡の歴史へと受継がれるべき歴史であろらに近代以降の開かれた福岡の歴史へと受継がれるべき歴史であろらに近代以降の開かれた福岡がという地域にとらわれず、北海道から東北の太平洋岸といった全国の海を駆けめぐった五ケ浦廻船の歴史時代にあって、小さな福岡藩という地域にとらわれず、北海道からではなく、大きな立場で研究をされる人の出現を熱望する次第である。



澄江・中村浩美両氏に謝意を表してこの小稿を閉じる。家・水崎家・前田家、資料整理等を手伝ってもらった当舘の小松原最後に資料の提供をしてくださった福岡県立図書館をはじめ津上

資料

資料

五ケ浦廻船方記録

慶長年間 相勤来り 船ヲ持伝 崎・宮浦・唐泊以上五ケ浦御預け被為成 相勤来居申上候 大坂御登米之義ハ五ケ浦廻船中請負被為仰付 石積位ゟ三四百石積迄間 御米御用并江戸御参勤御用物 其後御登米等も相増候故 殿様御当国江御入部被為遊 数拾艘御座候分 追々廻船も大船ニ相成 以後御用之御荷物船百 私共先祖之者共ら右 猶又長崎御用等運漕 唯今迄相続御用 残島・今津・浜

候得共 御願申請 二破船仕候節 宝暦三年酉八月 船難船等打続 春迄ニ掛ケ拾弐艘之代船仕調 御宝蔵銀弐百貫目無利拾ケ年賦ニ而御拝借被仰付 相残リ十ケ年目何分御上納之手段無御座一ケ年之分は 右運上銀并富札之余銀等相加 年賦御上納相調かたく候ニ付 御奉行古田與八様御仁恵ヲ以右代り船仕調とし 大風二而常州鹿島灘二而御国廻船拾弐艘一同 御米御用相勤居申候内 九ケ年迄ハ御上納仕 第一と唱候富札 翌亥之 又々破

御捨り被仰付候

可仕処 島斗江持来候廻船拾三四艘有之候処 御米御用相勤居申候処 至り又々廻船相減 之頃ニ至り候而は既ニ廻船五十余艘迄繁昌仕 其後寛政年中ニ 旅船借入候二付 宝暦年中迄は御米運賃五歩之御定メニ御座候処 **台永々六歩運賃被為仰付候ニ付** 増被為下 御奉行古田與八様下モ御恵ヲ以御慈悲之上御米運賃御 六歩五厘被下置 三ケ年之間右運賃頂戴 年々足運賃打重り 弐拾四五艘二相成候二付少々宛旅船借入 享和元酉年御仕組船出来 廻船も追々相増 廻船中大ニ難渋相迫退転 俄ニ相減候事 追々廻船相減 安永・天明 其砌迄ハ残 明和二年

銀弐百五拾目宛(年々御上納申上来事)、「外一ケ年二米八九十俵宛」此外御菜銀として廻船積高千石二付候二付「為冥加之御米積廻船一立二米壱俵宛引除ケ上納仕候分」、宝暦年間御宝蔵銀御拝借被為仰付「満年分壱ケ年御捨り被仰付

仕諸雑用又ハ借船足運賃等ニ仕候事

宝暦未年ゟ廻船御米積運賃之内ゟ弐厘通引除ケ

(2) 秋口一番ニ乗下 夏大豆積立候船ヲ以無番積被仰付候事 秋口一番ニ乗下 夏大豆積立候船ヲ以無番積被仰付候事 御米積無番之義は元文年中御登御米三拾万俵余ニ相成候ニ付

山崎権太夫様 都而其節廻船中儀定相定申候事 右御免被仰付候 明和九辰年 時之奉行古田與八様・増船中或は新造又ハ船仕替等之節 為救合其時願出但 右無番積之義居船頭中評議之上 是迄之通相止メ

廻船頭取支配

御聞届ケ書ハ故宮浦文九郎役中同人方ニ有ル

明和九辰年 借被仰付 五ケ年賦ニ而上納仕上候事 相弁申上候 壱貫三百五拾目迄借入候ニ付 足運賃銀三拾貫目余惣廻船中ゟ 壱貫五百目迄御雇入御座候ニ付 組材木相迫り ニ付銀七百目宛之運賃ニ而被仰付候得共 候御切組材木廻船三十四艘御用相勤候内 右足銀之儀御伺申し上候処 江戸櫻田御屋鋪御類焼之砌 廻船至て払底之時節ニ而 旅船之分ハ御国茂右ニ準し銀 御当用銀拾五貫目拝 其時ハ諸国一統御切 御国ゟ御積廻被為成 御隣国ハ百石ニ付銀 旅船雇入候分は百石

御奉公申上候事 運賃等廻船中ゟ相弁 御国儀ハ廻船方中ゟ雇入候ニ付格別高値ニも借入不申 銀十五貫目五ケ年賦上納ニ而拝借被仰付 弐拾貫目ニ相成候ニ付 寛政六寅正月 而廻船無之御国々ハ百石ニ付銀壱貫四五百目迄御借立ニ相成候 九艘旅船借入 右運賃先年之通百石ニ付銀七百目宛被仰付候得 木屋両所ゟ御積立被仰付候 同七月ゟ卯三月迄廻船拾七艘 旅船之分ハ借入出来不仕 江戸御屋敷御類焼之砌 右両度非常之御用ニ付而は多分之御国益 当時御拝借之儀御願申上候処 銀九百目余迄借入仕 御切組材木 右御皆納申上候 彼是足銀 若松并舛 殊二足 御浦救

去ル寛政四年壬子秋非常の損毛 御浦中御救ニ相成 全廻船中御前借御願不申上 此米ヲ以年々御借渡可被下ニ付相納置候処納ニ上納仕置候へハ右年数借高ニも相成候上ハ廻船中御米運賃御米積廻船中ゟ御米運賃米壱俵ニ付米弐合宛 伊崎浦御用心米

ゟ納込居申候事 ゟ惣浦中江寸志ニ相成居候 此米高一ケ年ニ凡百弐拾俵宛先年

再応記録申上候

通申上候事
文政十三寅年 御郡御役所より廻船方記録御詮議ニ依而 左之

乍恐奉申上口上覚

儀共少々宛相記居申候分取約メ 乍恐左ニ奉申上候迄は浦々書読等仕候者無御座趣ニ而 只々年老之者追々申伝候処 年古キ義ニ而御上ゟ御渡ニ相成候御書付類所持不仕 其比申候ハ、相調子 精細申上候様被仰付奉畏上候 段々詮議仕候大坂御登御米 五ケ浦廻船江請負被仰付候由来記録等所持仕居

前御調子五ケ浦江被仰付候節 宮浦作右衛門と申者七八百石積御打入之後 慶長元和之比 御国元より江戸迄海上湊嶋々船乗津・宮浦・唐泊五ケ浦之者江御任被仰付候由申伝居申候事津・宮浦・唐泊五ケ浦之者江御任被仰付候由申伝居申候事 諸御用ニ被為召仕 猶御打入之御砌ハ御用物并御家中様御慶長年中之比ゟ御手船百石積位より三四百石積迄之分数艘被為

程之船乗廻相調子 委細申上由ニ御座候得とも 手元江控書ハ

見出不申候事

其比御国産御用物諸品多分江戸表江御指廻ニ相成

日本大廻無御座事 (3) 日本大廻無御座事 (4) 日本大廻無御座事 (4) 四国船司と (5) でおりに (4) のでは (5) では (6) では (6

文政十三年寅五月 廻船頭取 宮浦

文九郎

御郡御役所江差出 同 残島浦 治右衛門

文政十四辛正月吉書 若松下浦屋ニ而(3)

資料

猶大坂御登

御一新ニ付五ケ浦廻船方由来書上控

文平

覚

盛仕 載 御参勤御用物積六百石ゟ七八百石迄御用達ニ相成候間 五ケ浦廻船之儀は乍恐御先祖様御入国已後 五百石已下之船々 仕調候得共五ケ浦之者名前仕 已上之分廻船と唱来居申候 依之御国浦々ニ而六百石已上之船 負被仰付置 浜崎・今津・宮浦・唐泊之者共江御預被為仰付 御菜銀ハ名前主ゟ取立上納仕候儀 江戸御参勤御用物積を初 数代不相変御用御勤上来居候事 右御用達不仕候二付商船之部二入 御浦役所ゟ石改被仰付船帳ニ書 大坂御登御米共右廻船中江請 古来ゟ仕来ニ御座候 御手荷船 追々廻船も繁 其浦々 残嶋・ 六百石

減御座候処(宝暦年中ゟ永々六歩運賃ニ被仰付候事)御登御米運賃(巳前ハ五六歩ゟ七八歩迄年々米直段ニよって増

二而取計申候事

諸雑用ニ召仕之者共 苦労米難破船之節諸入目 且ハ御役々様 ・五ケ浦廻船頭取之者苦労米 福岡・横浜・若松其外共出勤賄米 ・五ケ浦廻船中ニ而運賃仕居申候 尤其頃若松ニも小船少々所 ・大浦廻船中ニ而運賃仕居申候 尤其頃若松ニも小船少々所 明和安永之頃迄ハ五ケ浦ニ而廻船四拾余艘繁昌仕大坂御登御米

候間 弐厘除ケと決来居候事置 廻船仕調料又ハ修覆等之節拝借仕 五ケ年賦ヲ以上納仕居置 右入財ニ取用相残分御座候得は御浦役所へ相納御備被仰付来居候処 一手中評議之上 御米千俵ニ付一建ニ米弐俵宛除ケ水年始暑寒御見舞入用共一ケ年仕約メ 廻船中ニ而割合出納仕

ゟ相弁年賦ヲ以上納相仕廻申候事 銀莫大之儀ハ御浦留銀拝借仕相償申候 壱〆二三百目ニ而借立候得共 七百目之外御渡方無御座 中ニ而御奉公申上候 賃銀壱〆弐百目位イ迄御借立ニ相成候得共 同様御普請御用品々御国許ゟ御積廻被為在候ニ付 仕組御材木并御普請御用諸品共 天明年中寛政年中両度 、被仰付 百石二付銀七百目宛御渡方二相成申候 尤其頃御国廻船無数候ニ付拾艘借入之分 江戸桜田御屋鋪御類焼被為在候節 御国元ゟ積廻方五ケ浦廻船中 返上納ハ五ケ浦廻船中 御国ハ五ケ浦廻船 諸国廻船運 諸家様も御 右足 御

立天保二卯年ゟ御詮儀之上已前之通惣高五ケ浦廻船中江請負被 レ極々難渋ニ差及候ニ付 坂筑前屋三郎助江請負被仰付候 **ゟして御米積御支ニ相成** 仕候処 其砌米直段極々下落仕 文政之始頃 其後廻船方筑前屋双方半高宛請負被仰付 御国廻船相減候ニ付 五ケ浦庄屋組頭中連名ヲ以追々歎願 同四巳年廻船方御取止メ被仰付 船々勘定相立不申 左候而ハ五ケ浦之者渡世ニ放 旅船借入ヲ以御登御米運送 十ケ年相 旅船不進 大

御国江廻船無数候而ハ御登御米積を始諸御用共御支ニ相成候間

へ引受 素年賦弁上納御願申上ヲ以相納居申候事借財相滞 何れも船持絶返上納莫太之銀高相滞候ニ付 廻船方拾艘余仕調居申候処 追々不仕合打続及難破船 又ハ大坂銀主合拝借被仰付候間 残嶋・宮浦・唐泊之者拝借御願申受 廻船文政六七年之頃御評儀之上廻船壱艘ニ付銀弐拾メ目宛 御浦留

惣高廻船方へ被仰付 運賃も六歩渡ニ相成候事当用御米纔受持被仰付候 其後御救方御取止メ之上 已前之通相願之者御座候間 運賃も五歩七厘御渡ニ相成 廻船方ニハ御天保五六年之頃 御登米御救方へ御引上ケニ相成 他方ゟ色々

こ及差居申候処(翌寅秋御詮儀之上已前之通五ケ浦廻船中江請候処(丑年ゟ御登御米も御船方御支配ニ相成)廻船中極々難渋船頭加子共五ケ浦ゟ乗組(御米積を始長崎御用共御召仕ニ相成の日十一二年之頃(御船方ゟ御手荷船六艘廻船方江御預ケ被仰付

負被仰付候事

支配ニ相成申候事配ニ相成申候事で記ニ相成居申候得共の紹方江惣高請持被仰付候而ハ御役所御勘定所ゟ御支配ニ相成申候、尤筑前屋請負中ハ御勘定所ゟ御改正御方諸御用御達共一切御役所ゟ被仰付候処、去ル辰年依御改正御一 古来ゟ廻船方受持中ハ御浦役所ゟ御支配被仰付、運賃証拠仕出

燈付候を其日之境ニ仕 一日之入津を船頭共会所ニ参り順番籤卜申儀は其節承知仕居申候 五ケ浦廻船之儀は同所御番所ニ而頭小宿之者一同会所ニ罷出 順番帳ニ書載申候間 何某船跡先御米船若松入津順番之儀は碇先後ニ而取決候ニ付 入津直ニ船

申候 時依而四五日も滞船仕候儀御座候間 帰り之廻船は船底よごれ居申候間 会所順番帳に書載申候而元船ハ御城下江乗廻申候 松二難乗入候二付 諸国御荷物御積送り相成候儀毎々御座候 取之上相極メ申候 豊前田ノ浦ゟ為番付加子壱人若松へ差立(%) 右之外東海働ニ罷越帰船之節 田ノ浦ニ而焼船仕 是又為番付加子壱人差立 右之船足入ニ而ハ若 其外江戸ゟ 江戸表ニ而 風順汐

罷越 而ハ五ケ浦廻船永続出来不仕候事 迄帰船不仕候ハ、別船ヲ以無御支様積方取計居申候 船々ハ御米高之内船割ニ相加置 **拝借仕候船々** 五ケ浦廻船之内 御米半迄帰り不申船 壱建積方仕候而ハ上納金相調不申候付 御廻米積受 江戸表へ罷越候哉又々東海働ニ 其外御勘定所御浦役所廻船仕組金 積方為仕居申候 尤御皆済際 左様無之 右之

此儀古来ゟ之仕来ニ御座候

閣可申出候事

資料3

計候処 御趣意を以仕癖を改 願趣歟ニ相聞江候折柄 候処 得共追々模様替 廻船方之儀は古来五ケ浦之内ゟ廻船頭取相立 当時之御時節柄大造之運賃米緩リせ之取計ら運賃増も相 船頭手取運賃不相動五歩弐厘ゟ五歩ニ而も是迄之形を 其末近年以前ニ戻り運賃五歩七厘ニ而投請ニ 御借船現運賃直借入二而御欠略筋稠敷取 為取約御船方江一切受持被仰付御達之 一切請持事ニ候

> 御益米余分相見江候得は 以御借船いたし 不都合無之 子年分御米御登せ江戸御廻米共 つれも心得方左之通相達候条 弥御倹約重ニいたし 御為宜敷廻船方一統二可申合候 是迄投受運賃之儀は差捨志を打替 尚取締之道相気奇筋も候ハ、不 以来い

廻船頭取中

同 問屋中

同船借水尾指中

弁 御手荷船を初廻船召仕方 風俗宜廻船繁昌いたし候様御手荷船御仕組永続之道相立候 下浦廻船乗之者渡世二取付 夫々受持之者手数毎事根を能々致勘 船業丈夫ニ押移り 追々御

(付紙)

頭取退役願中助役之者江相達」

二心得 江候 得は 当時廻船頭取共事取調子中ニ付 相諭取締方可申合候 今廻船相増たる訳ニ相違無之其当り重畳遂勘弁 船造替ニ付而は御米積弥乗前弁利能様申出子細も可有之 夏働出来不居申故共歟 入等之仕方相替儀無之筈之処 以来船頭共渡世相立御仕組整候様切角心を寄可申候事 左之廉厳重可取計候事 船商壳方御手船浦船共船中之雑費道具足 上方江借財等も有之不思和敷様ニ相聞 船頭共心得不宜歟且未御願已後 頭取助申付候者共 船頭共江得と 本役同様 則只

0 福岡問屋年番ニ而三ケ所共運賃證拠可取次候間 相渡候事 地之問屋

但

福岡問屋其外共

給米之極毎事現業相居候勤振ニ応可

給米并年番給米之事

- 横浜問屋給之儀は已後現業ニ依可相決候事
- 若松問屋最前之通たるへく候事

0

侯事

同所ニおいて頭取助申付候者 現業勤振ニ依而給米可相決

○ 水尾指小宿之者 手前勝手之儀有之歟ニ相聞候間

頭取助

も一切無腹蔵可申合候事ニ依而若松村ニおいて廻船頭取助之者相立候間 御手荷船之儀に依而若松村ニおいて廻船頭取助之者相立候間 御手荷船之儀船を初御米船之風俗体常々訖度心を寄 取締方閉立可申出候事同頭取御米積立場所 已来詰切ニ不及廉目出方いたし 御手荷同頭取御米積立場所

留日数ニ応一日ニ米弐升宛相渡候事申付候節 同懸二日目迄は手仕廻ニいたし可申候 三日目ゟ滞五ケ浦ゟ相立候頭取并於若松頭取助之者 御米船御用ニ付出福

節は若松も同様問屋ら助合候様可申合候事浦ら申付候者 横浜・永倉弐ケ所受持ニ候 自然病気指合等之頭取之者心得 御船方廻船請持之手先ニ而諸事支配を受 五ケ

当時之御趣意を以三ケ所持合ニ而風俗宜敷押移。弥地旅御借船向とても御時節柄取締之訳不相立候而は不行届次第ニ付。事々ニ付、取納先音信筋堅可為無用候。尤御登米掛合之末々。挨拶外諸口手当を初。已前ゟ之形而は当時一統取締方稠敷被仰付儀浦方受持中ゟ仕来なから現運賃之内。引立廉臨時除問屋口銭之

御米積船頭共相慕ひ候様取納方精々可申合候事

以三ケ所持合ニ而可相仕廻候事持相立置に注進次第即刻場所江罷越可申候に諸入目臨時除分を難破船自然有之節。頭取問屋船借水尾指之者共申合に順番ニ受

ハ、無遠慮積方差除ケ可申候事ニ付が立会石足厳重ニ相極が船々年数道具類不丈夫ニ相見込候の借船之儀が廻船頭取は御米積船ニ不限廻船之儀一切請持頭取

申合候事(横御達)面々付ケ紙之趣を以兎角不表之急博之道ニ先方役筋可(機御達)面々付ケ紙之趣を以兎角不表之急博之道ニ先方役筋可い。から、自然歩一之沙汰ニ及節は去ル亥年従公難破船之儀は一遍ニ相居かたく(時宜ニ応し取約メ有之事ニ付

兼而船頭共江心得させ置可申候事為其御陸士目付被差越事ニ付「弥委敷可遂吟味候条但」御米取片付始末次第「不宜儀も有之歟ニ相聞江候ニ付

資料

以御積越ニ相成候一件江戸大火災ニ而桜田御屋鋪御類焼ニ付御切組材木追々大廻船を

木追々御積廻ニ相成候江戸大火事ニ而 桜田

桜田御屋鋪御類焼ニ付

同七月ニ初積

宮浦船頭千之丞船積登

爰元ニ而御切組之材

明和九年辰三月

り迎船参候上 右之面々乗組改相済候 以後若松江乗廻候 右大廻船 申談之上 御法書相改候儀は何分不相成候 年二壱艘宛被指立候事故 廻船中ゟ足シ救合ニ而相済候 仰付候而茂余程不足二付廻船中救合来候得共善是ハ御参勤立隔 り来り候上 同所御船頭石井権太夫立会 船改有之候上二而改証拠爰元江送 普請方目附役壱人技突ともニ乗組候而船改有之候 右之船改石 御普請方江被相達候上ニ而御船頭吟味役壱人御船方附役弐人御 之上可被仰付由ニ而 と不相立候様 大庄屋廻船中よりも重畳相願候 て右証拠不相済候 御法書二文銀二相成 千石五貫五百目宛被相渡筈二相成居申侯 節宮浦船頭千之丞船七貫目宛之積を以証拠仕出候処 近来御参勤大廻被指立候分 千石二七貫目宛相渡来候二付 江戸大廻運賃銀 数積高相極候上ニ而運賃証拠仕出シ申付 ハ七貫目宛被相渡候 渡被下候様ニと奉行衆より被申出 は数艘被指立事故(右七貫目ヲ被減候様有之候而は廻船浦ひし ニ若松江入津之船江は注進之上 御普請方役人被罷越候上ニ而 波戸江乗廻候上 天野與太夫江申達 御当職弾番殿御聞通被成候而 運賃証拠仕出申付候事 以前は千石ニ付古銀四貫六百目宛被相渡候由 段々御詮儀も有之廻船中ゟ茂右七貫目宛被 船頭共願之通千石ニ付七貫目被仰付候事 御参勤御用大廻被指立候節ハ其節御詮儀 乍然此節は願之通七貫目宛御 御用聞天野與太夫ゟ表判衆 若松積之分は居浦よ 此節御材木積廻之分 御詮儀之上右 同人ゟ御船方 御勘定所 直 此

> 足シ運賃之外右道具引之分茂廻船中より相弁江申候事 而旅借船指出候へは 此節茂先格之由ニ而左之通道具引相極候 旅船ニハ道具引と申儀は不致得心候ニ付 但 御国廻船不足ニ

- 0 九百九拾九石迄は積高之内ゟ五拾石引 諸石高千石ニ付銀七 貫目之宛を以運賃相渡ル
- 0 右運賃証拠 千石以上之船は百石当り道具引右同断之事 船頭ゟ仕出候分 奥書等左之通

浦ゟ上乗壱人宛乗せ遺候右雇賃粮米等茂一切廻船中 廻船頭取ゟ証拠仕出受取相渡候 旅船借船ニ而指出候分は何国船頭何某船之由ニ而 勿論借船ニ而五ケ

0 御切組材木江戸御積廻被仰付候運賃銀受取申上候事 ○御用判 浦奉行判

ゟ指出ス

高〇千石〇ハ

百石ハ

道具引

残而

九百石ハ

銀何程ハ

年号月日

御銀奉行

小林藤左衛門様

此以前

江戸江御材木積廻之節

船積石之内ゟ道具引有之候

何浦船頭

何かし

神吉源三郎様

右之通相違無御座候 以上

年号月日

浦奉行判

右江戸御普請御用相違無御座候 已上

御普請奉行

濱田市之進

年号月日

宇野作兵衛

御用判

天野與太夫

ニ不記改石高計船数共ニ左ニ記置候事追々運賃銀證拠仕出受取員数ハ百石ニ付銀七百目之当ニ付 爰右奥書仕様之儀 今度詮儀之上ニ而右之通リニ相極候事

候上ニ而 願之通被相渡候趣 御用所記録ニ書留ニ相成候分左 此節大廻運賃之儀ニ付願等有之 天野與太夫ゟ御当職江被申達

候故 熊沢庄右衛門申談候上御当職江相伺候処 是迄七百目有之候 文銀二吹替以後都而五割増六貫九百目相渡候出 古田與八江申談候処 先年以来御参勤御用大廻船百石二付七古田與八江申談候処 先年以来御参勤御用大廻船百石二付七古田與八江申談候処 先年以来御参勤御用大廻船百石二付七古田與八江申談候処 先年以来御参勤御用大廻船百石二付七古田與八江申談候処 先年以来御参勤御用大廻船百石二付七古田與八江申談候処 先年以来御参勤御用大廻船百石二付七古田與八江申談候人

付
右之趣浦奉行江申談候事
ハ不動
外之御用大廻運賃ハ御定之通相心得候様被仰付候ニ積石百石ニ付七百目割を以今度一立ハ相渡シ
根元御定之儀之当りを以相渡り候例も有之候ハ、
今度御普請御用之品計

辰七月

此節瓦積候船ニハ詰藁被相渡候 於江戸ニ取集 苆藁ニ相納候

筈ニ候 矢越竹ハ船頭ゟ差出候事

見合候様との事ニ候(船頭中ゟ之願書ハ熊沢庄右衛門請取被置儀も詮儀之上被申越候様可被申談候(其内は三四艘之儀ニ付之候処)近々富永甚右衛門罷越被申候間(其上ニ而材木揚場之船頭ゟ申出)揚場所之儀願出候(天野與太夫江奉行衆ゟ相談有大廻材木積船江戸品川江ハ余分之材木積船諸国より参居申候由

候事

五ケ浦廻船中ゟ御願申上ル事

五ケ浦廻船

明和九年辰八月

居船頭中

右之通願出候得共(大東薪之間御渡被成候而も於江戸御用ニ茂

此節御材木大振之分計相残 不相立候間 の帳面を以船積り被仰付置候 而請取方被仰付被下候様と廻船方ゟ願出候得共 二而上荷船ニ難積候ニ付 松板御渡可被成候由 筏ニいたし江戸汐留ニ廻シ 大船積立ニ相成候 左候へハ最初之船々江細ニ物計 天野與太夫被申聞候事 最初ゟ諸品々 左候得は江戸 筏形ニ 壱艘ハ 壱艘ハ 高七百三拾三石之内五拾石ハ道具引 高千三百五拾二之内百石道具引 明和九年辰七月 若松積 壱 残而千弐百五拾弐石ハ 残而六百八拾三石ハ 唐泊浦船頭 宮浦船頭

指出置 り状請取致出帆候 枡木屋・若松積共ニ前ニ記候通船石改相済候上 二而又々御船方より荷足改有之候 江戸ニ而荷物相払 尤諸品々積立候分船々船頭ゟ御普請方江受 右請取を以受帳引替候諸品々送り 積立候品々ハ御普請方ゟ送 品々積立候上

御国廻船下リ合不申不足ニ付 急廻船方難及手ニ付 御銀三拾貫目拝借之儀願出候処 追々致借船差出候余分足運賃銀 御普請

状写シ壱通宛

浦役所江茂差出させ候事

銀之内ゟ三ケ年賦ニ而拝借被仰付候 被相渡候事 奉行衆ゟ請被差候而請取

有之 時節ニよつて益不益も多有之ニ付 今度右御切組積船二立積立候船茂有之 又は一向積立不申船も 合イ之儀被申付置候 不連直ニ付 万端委敷廻船方江茂記録ニ仕立置候様ニ申付候事 段々詮儀之上一立積候船弐立積候分并積立 此節御切組 一件之儀は追而見合ニ茂不相 夫々相応ニ惣廻船中より救

追々積立候船数左之通

徳右衛門

同 七月 弐

積せ

大材木積残ニ相成候段ハ廻船頭取中懈りニ付願不相済候

事

高千石之内百石引 残而九百石ハ

壱艘ハ 司 七月 三

今津浦船頭

忠七

高千四百七拾七石之内百石引 残而千三百七拾七石ハ

壱艘ハ 同 七月 匹 残島浦船頭

壱艘ハ 高千百弐拾九石之内百石引 残而千廿九石ハ

同 八月 五. 宮浦船頭

高千三百八拾壱石内百石引 残而千弐百八拾壱石ハ

高千八拾五石之内百石引 同 八月 残而九百八拾五石ハ 六 壱艘ハ

残島浦船頭

與十郎

壱艘ハ 同 八月 黒崎積 七 残嶋浦船頭

弥惣兵衛

高千五百拾弐石之内百石引 残而千四百拾弐石ハ

壱艘ハ

残嶋浦船頭 五太夫

-- 15

幸作

貞吉

		_			_			_			_			_			_			_		
高千三百六	同	壱艘ハ	高千四百五	同	壱艘ハ	高千五百五	同	壱艘ハ	此分上より	同	壱艘ハ	高弐千七十	同	壱艘ハ	高千四百三	同	壱艘ハ	髙千三百六	同	壱艘ハ	高千八百四	同
髙千三百六拾九石之内百石引	九月		高千四百五拾四石之内百石引	九月		高千五百五拾石之内百石引	九月		此分上より御借立ニ相成候	九月		高弐千七十六石之内百石引	九月		髙千四百三拾六石之内百石引	八月		髙千三百六拾五石之内百石引	八月		高千八百四拾四石之内百石引	八月
	十五			十四四			+ =		戍候 道具引	<u>+</u> =			十壱			+			九			八
残而千二百六拾九石ハ		残嶋浦船頭	残而千三百五拾四石		宮浦船頭	残而千四百五拾石ハ		(不記入)	道具引ハ御免之由		(不記入)	残而千九百七拾六石ハ		同 浦船頭	残而千三百三拾六石ハ		同 浦船頭	残而千弐百六拾五石ハ		残嶋浦船頭	残而千七百四拾四石ハ	
石ハ		八蔵	石ハ		悦五郎			川野五郎八			徳蔵	八		善次郎	石ハ		太郎次	石ハ		次郎吉	石ハ	
			_				_			_			_			_						_
高千五百四拾石之内百石引	同三月		壱艘ハ	高八百六拾石之内五拾石引	同 二月晦日		壱艘ハ	高千五百八拾八石之内百石引	同 二月八日	壱艘ハ	高千八拾五石之内百石引	巳正月	壱艘ハ	高五百五拾八石之内五拾石引 残而五百八石ハ	同正月	壱艘ハ	高七百四拾四石之内五拾石引	巳 正月八日	壱艘ハ	高千四百四拾四石之内百石引	巳 正月八日	壱艘ハ
• •	弐拾弐		旅船		弐拾壱		旅船		弐拾			十九		五拾石引 は	十八		五拾石引 建	十七			十六	
残而千四百四拾石分	天	上乗 宮浦	摂州大坂船頭	残而八百拾石ハ	它 ·	上乗 宮浦	播州妻鹿浦船頭	残而千四百八拾八石ハ		残嶋浦船頭	残而九百八拾五石ハ		今津浦船頭	残而五百八石ハ		唐泊浦船頭	残而六百九拾四石ハ		残嶋浦船頭	残而千三百四拾四石ハ		同 浦船頭
		源次郎	平兵衛			新蔵	庄次郎	ハ		弥惣兵衛			仁兵衛			六右衛門			彦十郎	ハ		吉平

御称誉御書附写
四代
宝暦八寅年より文政十亥年迄 七拾ケ年
資料
_
_

三拾四通

<u>1</u>

宝暦八年寅十二月 御書附頂戴

宮浦船頭 定右衛門

明和四年亥九月 御書附

2

等
ら
奇特之心底致褒美候様被仰付候 浦中身持之者之能見真似と
之者ニハ上ヲ尊居申心底奇特之至ニ被思召上候儀ニ候 呼出 我
会三拾五両役所迄指出候段 心底格別之儀 御用と有之ニ付 余
子之儀申遣 尤印形も無之書状を致披見 夜中ニ甥加蔵ニもたせ
た
月廿四日 我等
らと有之作り書状飛脚之者持参 御浦方御用金

存じ候

之節ニ可差出候 此已後ケ様成儀無之様ニ有之度事 用之節金子申付候節 書状参り候ハ、役所迄庄屋ゟ伺候上 妨無印形も無之書状 金子之儀申遣候儀ニ而決而無之 此已後又々御

浦奉行

明和六年丑九月御書附

3

宮浦 定右衛門

御館就御普請請銀五百目指上度段相願 奇特之至達御耳ニ候 此

節格別之儀二付存念二相立願之通被仰付候事

<u>4</u>

安永六酉四月

宮浦 定右衛門

りニ候 此節格別之儀ニ付 存念相立願之通申付候 今度 御館御普請ニ付 杉丸太五拾本指上ケ度旨相願 奇特之至

其段遂而御聴ニ茂達事候

酉四月

5

安永六年酉四月

宮浦

貞右衛門

宮浦 定右衛門

申付候事(候通り茂相聞)等及御沙汰ニ候)依之為御褒美於御臺所御酒頂戴候処」出精相働)御益ニ茂相成候段相達候)於居浦ニも常々志宜候処」出精相働)御益ニ茂相成候段相達候)於居浦ニも常々志宜今般(宰府御宮葺替ニ付)入用之檜皮請負之儀申出ニ付)則申付

酉四月

6

安永八年亥二月

宮浦 定右衛門

宛り 当亥年ゟ卯年迄五ケ年之間寸志指出し度之旨願之趣相達各 浦々産子養育之儀 猶亦今度委敷被相達置候 依之為冥加米三俵

聞届候 願之通指出可申候 毎度寸志を申出候段 奇特之至則御

聴ニ茂達候事

亥二月

7

天明四年辰二月

宮浦 定右衛門

穀物及高価 其上不漁二付甚致困窮候 依之下浦中江米百俵指遣

候段相達 各聞届候 米穀払底之処格別志を相立 下浦中江為合

殊二俵数二茂有之 旁以奇特之至候段可達御耳候事

8

力指遣

天明六年午五月

銀壱枚

宮浦 定右衛門

御家婚為御祝儀 右之通指上候段 及御沙汰ニ候処

奇特

之儀被思召候事

今度

午五月

9

宮浦 定右衛門

今度

御出府為御祝儀 金子弐百疋指上ケ 奇特之至り 及御沙

汰候事

申十二月

11

寛政元年酉十二月

宮浦

次郎吉

浦救御用心米代 浦々ゟ相納置候を 右代料を以現穀ニ上納之儀

申付置候処 相働上納高出米も有之候 依之為寸志米拾俵上納仕

之内ニ被指加候事

御用意米之内ニ被指加度段相願候段

奇特之儀ニ候

即御用心米

12

西十二月

寛政四年子三月

米 六俵

> 宮浦 次郎吉

奇特之儀各承届候事

当正月廿二日夕

野北浦出火之節

為寸志右之通指越候段相達

子三月

<u>13</u>

寛政四年子三月

宮浦

次郎吉

白米壱斗ハ

当七月廿九日

米 六俵ハ

玄界嶋出火の節 為寸志右之通指越候段相達

奇

10

於宮浦貧窮之為救

追々八木指遣候段相達各承届 寸志之趣奇特

宮浦

之至りニ候

右之段御聴ニ茂達候事

寅五月

特之儀各承届候事

子三月

14

寛政七年卯五月頂戴御書附弐通之内

宮浦

段存念之趣 御出財繰合せ候付 右銀子ヲ以御手当相調 一廉之寸志相立候段 先般御入部前 奉行手元迄相達候 御下国を奉祝為冥加寸志ニ銀子弐拾五貫目指上度 然るに其頃おろしや御用御手当

相達 之候ハゝ 応時宜僉儀ヲ以扱方之儀奉行ゟ可相達候条致出情 銀子弐拾五貫目 奇特之至り及御沙汰候 此節被下候 此末浦々自然困窮いたし候節も有 依之猶又御賞美 右指上候員数之 速

二出銀相救可申候ニ至り 其節は委細奉行ゟ可申付候事

卯五月

15

右同断 二通之内

宮浦 次郎吉

段存念之趣申出候ニ付相伺候処 や来津御用御手当ニ被召仕候 先般御入部前 御下国を奉祝為冥加寸志ニ銀子弐拾五貫目指上度 右寸志相立候段奇特之至及御沙汰 御詮儀之上被召上 其頃おろし

彼是右之趣委細申聞候様数馬殿被仰聞候ニ付 ヲ以救方之儀可申聞候条致出情 持相渡候様被仰付候 被相渡候 依之為御称美右指上候員数之銀子は此節被下旨 尚又御家老中御詮儀之上浦溜銀之内ゟ其方一生弐人扶 此末浦々付然困窮いたし候節ハ応時宜詮儀 速二出銀相救候之心得可有之候 書付ヲ以申度候 別紙御書付

已上

卯五月

16

寛政七年卯五月

永田清十郎

鈴木久左衛門

次郎吉

米六俵

去ル九日 唐泊火事逢之者共江為寸志 右之通相贈候段相達

奇

特之至各承届候事

卯五月

寛政七年卯十一月

<u>17</u>

宮浦 次

吉

申

度

当夏御書付ヲ以結構被仰付 ル半分ハ追々受取候様仕度旨相願 旨申聞置候処 重々難有奉存 去々丑年 為寸志銀弐拾五貫目指上度相願御許容被下 為御称美 尚又指出候寸志銀浦溜ゟ不残指返候 右銀子之内半分は当冬受取 奇特之至りニ候 近来ハ浦溜 相残

其心得ヲ以請取可申候事

銀も払底之儀能勘弁致申出候儀ニ付

数馬殿江相伺候処

尚又存

念之趣奇特ニ被思召

ハ当十一月相渡シ

相残ル半分ハ来辰冬ゟ申冬迄五ケ年割当相渡 願之通申付候様被仰付候 依之寸志銀半分

卯十一月 浦奉行

18

寛政九年巳十月

宮浦

及御沙汰ニ(依之格別以其方一生脇指帯候儀御免被成候事 而志ヲ相立 村江小麦拾俵 今津村江小麦弐石大麦五俵救切ニ相渡し 上自分共ニ三人催合ニ而粮物買入代鳥目無利ニ而借渡 年柄ニ付 去ル子秋 浦々貧窮之者及難儀候処 御国中田方一統虫付 其上両度之大風ニ而非常損毛之 平日ニも浦方用達之ものニ有之候段相達 他浦江小麦救切二相渡 猶又小田(3) 奇特之至 彼是別

巳十月

<u>19</u>

享和二年戌八月

宮浦 定右衛門

沙汰候 めを存 仕調 其方貯置候内銀子弐拾貫目 自力 職業第一之品不任心候而ハ飢渇之難必定ニ付 右之漁具為 近年浦々不漁ニ有之 一統及困窮 戸御参勤御上下之節上下着用箱崎松原江罷出候儀御免被成候事 依之以格別其方一生名字名乗候様申付候 奇特之存念ニ有之 其上平日浦方用達致候段も相達及御 年賦二而指出候段達候 網其外船等之修覆も一向難及 并其方一生江 浦た

戌八月

20

寛政十一年未六月 申 渡

定右衛門

徳之助

非常之御用有之節ハ速ニ致御用達之心得ニ可罷在候事 候 不相替致繁栄候様我等共ゟ宰判も致可遺候条 此已後も浦方 尽し 弥家内睦敷可仕候 条 治吉代之通家格ヲ請次 遺語ヲ相守可申候 次吉実子も多有 致死去候 在世中質素艱難を致し 家事を相勤候儀殊勝之事ニ候 次吉儀身代宜敷有之 去ル子年余分之銀子差出 之段も相達 追々丈夫ニ盛長致候様兄弟申合 老母とも江孝養を 夫ニ相納候 難被仰付有之候処 多分之銀子為寸志差出候ニ付 尚又其砌浦方江重き御用筋被仰付候処 依之御聞通之上浦溜ゟ致扶助置候処 此節相伺貞右衛門江弐人扶持相続申付 御出財多 頃日病気ニて 浦々致助合候 浦方御手当丈 御時節拝借も

21

未六月

浦奉行

文化三年寅五月

秋月表御勝手向御差支ニ付(3) 此方様御領内之者共ら御借財被成度 宮浦 津上定右衛門

付候処 格別致出精 候間(出財之儀申付遣候様御頼被仰遣候付)浦奉行ゟ出財之儀申 通銭拾五貫目指出速ニ致 御用達候段相達

22

及御沙汰候事

文化七年午三月

福岡唐人町 萬屋長助

相達 志宜奇特之至及御沙汰候 去寅年銀子御入用有之出銀之儀申付候処 通銭三拾貫目指出候段 依之格別ヲ以御料理頂戴申付候

午三月

宮浦 定右衛門	当夏志賀嶋火災ニ付 岡分ニ茂右之通心ヲ遺候段相達 奇特之儀
30)	一 米弐俵
八月	宮浦・貞右衛門
段相達 奇特之至各承届候事	26
先月六日夜 西浦火災之節 火事逢之者共江為寸志右之通相贈候	酉十二月
米二俵	至候事
宮浦 定右衛門	当夏志賀嶋火災之砌 為寸志右之通相贈候段相達各聞届 奇特之
29)	一 米三俵
五月	宮浦・貞右衛門
至各承届候事	(25)
当二月 玄界嶋火災之節 為寸志玄界嶋江相贈候段相達 奇特之	申六月
一 米拾俵	戴申付候事
宮浦定右衛門	用相待罷在《志宜候段相達及御沙汰候》依之為御褒美米五拾俵頂
28	候処 其後御米積廻しニ不相成 数日之間乗組之者共相揃日之御
*	去年 日田表ゟ対州江御米積廻ニ相成候付 其方船手番ニ相成居
一 銭百廿目	沖船頭 福蔵
一 米七俵 宮浦	文化九年申六月 宮浦 定右衛門
奇特之至候 右之通達御聴ニ茂候事	24
当三月 宮浦村火災之節 焼失之者十二人江左之通相送候段相達	午三月
浦奉行	宜奇特之至及御沙汰候 依之以格別御吸物御酒頂戴申付候事
27	去寅年銀子御入用有之出銀之儀申付候処 則致出銀候段相達 志
西十二月	同 年 宮浦 津上定右衛門
事	23

米四俵

通相送り候段相達 去年十二月廿四日 奇特之儀各聞届候事 野北浦火災之砌 火事逢之もの江為寸志右之

閏 正月

31

宮浦 定右衛門

去ル戌年 銀子御入用有之出銀申付候処 右之通差出候段相達

銀六百月

志宜奇特之至及御沙汰候事

辰九月

(32) 文政五年午四月

宮浦 定右衛門

輩江出財致置候分餘分之高置居江取計 今般御家中切手拝借押米御用捨被仰付候趣承知仕 世帯向甘きニ相成候様熟 是迄御家中之

談可仕存念之趣申出 且又郡町浦之者共江貸渡置候分 是亦餘分

及御沙汰候 之高差捨遺候段相達 依之以格別其方ゟ三代迄三人扶持被下 且其方一生 御国恩難有奉存 別而志を相立 奇特之至

苗字名乗候様申付候事

午四月

(33) 文政五午四月

申 渡

先般郡々一統諸拝借年賦類外結構被仰付候儀を感服仕 郡町浦江

> 貸渡置候借財分捨切之儀申出 別而志宜鋪奇特之至ニ候

> > 依之是

迄致拝借居候浦溜銭 左之通為称誉上納用捨申付候事

銀三貫三百目

六銭弐貫六百八拾壱匁弐分五厘

右二口 年賦上納残り分

午四月

藪 弥三郎

三木惣兵衛

34

文政十年亥四月

今般 若殿様御初入奉祝 銀壱貫目寸志差上候段相達 宮浦庄屋 津上定右衛門 御国恩難

有奉存 志を相立奇特之至及御沙汰 依之以格別御料理頂戴申付

御参勤御往来之節箱崎松原出被仰付候事

亥四月

且相続之倅代迄

万延元年申五月日

拾五歳

津上富吉郎写

資料

文政十二丑ヨリ

『御称誉御書付写』

1

志摩郡宮浦

定右衛門

文政十二丑七月十六日御達

二十二歳

宮浦

弥市

津上定右衛門毅満

4 2 3 特之至及御沙汰候事 去秋郡々一統作並不宜ニ付 其方廻船頭取助役申付候 候条 父定右衛門儀致病死候二付 天保五午六月朔日御達 除之内ゟ米三俵相渡候 天保二卯七月十七日御達 下置候三人扶持 其方江被下 右受持中脇差帯候儀差免候 十二月 米壱俵 七月 丑七月 可得其意候事 相折合候上 頭取之者無復蔵申合 厳重可相勤候 且試中之儀ニハ候得共 右之通寸志米差出候段相達 家石相続申付候 御参勤御往来箱崎松原出御免被成 二十七歳 二十四歳 追而及沙汰儀も可有之候事 志摩郡宮浦浦 久間八郎大夫 梶原源十郎 川越又右衛門 依之定右衛門江被 宮浦 為苦労二厘 弥市 志宜奇 弥市 申渡 6 5 已前 救切 計御用達いたし居候ニ付 天保十三寅八月廿七日 吸物御酒頂戴申付候事 之通救遣志を相立候段相達 付旨被仰付候 其方共最前浦方受持中出精相勤 去ル申年 非常之損毛ニ付 天保十亥八月十八日御達 大坂御登米積船御船手頭受持二被仰付置候得共 四月 米 午六月 大麦半俵 半俵 浦方受持ニ被仰付 小池忠太殿 廻船頭取再勤申付候 御米積登せ方御不都合無之様重畳可申 貧窮之者共粮物差閊及難渋候付 奇特之至及御沙汰候 上田鎌蔵殿 残嶋浦 宮浦庄屋 **久間八郎大夫** 梶原源十郎 宮浦庄屋 依御改正二被復 此節ハ御改正ニ 御間欠無之様執 依之格別以御 定右衛門 孫兵衛 定右衛門

勤候事

其方儀居浦庄屋役申付候

尚是迄之通廻船頭取兼帯ニ而入念可相

御為宜出精可相勤候事

依而浦方受持ニ被仰付候儀ニ付

御時節柄之御趣意重畳致勘弁

宮浦

右

寅八月

桐山九郎次

7

天保十四卯九月御達 寅冬御米也

廻船頭取 宮浦庄屋 定右衛門

防州矢嶋沖ニおいて難船之節出方申付候処

致出精候段相達候ニ付為褒美鳥目五百文相与候事

浅香

大坂御登せ米積船

8

卯九月

嘉永元申十二月九日

申

宮浦庄屋 定右衛門

共

其方共宜遂勘弁

諭方行届 銀高相整立入出精相勤候段相達

同触諸御用聞次申付候 岐志浦大庄屋岡崎傅四郎義調子筋有之禁足申付候条 当時其方江 志賀嶋浦大庄屋安十郎并岐志触庄屋中申

諸御用無差支様入念可相勤候事

十二月

細江猪三郎

9

嘉永三戌四月十日

申

宮浦庄屋

定右衛門

年来功者ニ有之 専致用達候ニ付 大庄屋助役ニ申付候 為苦労

年々米拾俵宛相渡候 尤浦庄屋廻船頭取も是迄之通相心得相励

出精可相勤候事

戍四月

10

嘉永五年子八月

御達

細江猪三郎

申 渡

触と可相唱

子八月

宮浦庄屋 定右衛門

依詮議大庄屋役申付 是迄岐志触拾七ケ浦触下ニ申付(38) 以来宮浦

太左衛門

且加役ニ廻船頭取相談役をも申付 入念可相勤候事

猪三郎

11

嘉永六丑十二月廿二日

御本メ小河専大夫様ゟ御渡

去冬 御救用ニ付 浦々江出銀申付候処 当時困窮之折柄ニ候得 宮浦大庄屋 定右衛門

奇特之至及御沙汰候 依之御吸物御酒頂戴申付候事

十二月

12

嘉永七年寅七月六日 数馬様ゟ御渡

宮浦大庄屋 定右衛門

月

侍従様御初入為御祝儀

右之通差上之 奇特之至及御沙汰候事

御熨斗蚫代金子百疋

嘉永七寅九月

<u>13</u>

申 渡

宮浦大庄屋

定右衛門

米壱俵

玄界嶋一両年疲病一統二致流行 殊外及難渋居候段承知いたし

16 15 14 去ル丑十二月 安政三辰十月 当正月 右之通救米差出候段相達 安政四巳十月廿四日 奇特之至承届候事 姪浜西浦両浦火災之節共数日入込 奇特之至及御沙汰候事 奇特之至承届候事 米壱俵 辰十月 辰四月 寅九月 元利銭弐貫百四拾目 宮浦八人ニ而米拾俵辻 西浦火災之節 長崎表異船渡来非常立 難渋之者共江右之通救遣 他浦之義ニ茂有之候処 善大夫 市大夫 市大夫 親切ニオ判筋行届候段相達 西浦水夫仕出及差支候ニ 宮浦大庄屋 宮浦大庄屋 宮浦大庄屋 格別志を相立 志を相立候段 定右衛門 定右衛門 定右衛門 18 <u>17</u> 申候事 今度 相達 付 事 来御書附ヲ以相達通候 安政五午八月十一日 廉目之節 今度浦方改正ニ付 巳十月 年始役所披 午八月 松原出 苗 御参勤御往来并居郡出 上下着用 上下着用廉々 其方借入を以貸渡置候分 此節右之通致捨切 字 奇特之至及御沙汰候 浦方改正ニ付依御詮儀以後役中苗字ヲ初御免之儀は 但 真麻木綿芭蕉之外絹横麻無用 依御詮儀以後役中以別儀 左之廉々差免候事 然ルニ上下着用等之儀は左之通相心得可 依之以格別一代苗字名乗候儀差免候 神湊浦大庄屋 宮浦大庄屋 浦々大庄屋中 志ヲ相立候段 津上定右衛門 大嶋弥三 先日

御慶事ニ付頂戴

右之外自己格別廉立候吉凶之節等以遂勘弁 応時宜着用

袴着用廉々

但 木綿麻原蔦布之外絹入并裏付無用

御用御呼出并右御用筋ニ付礼廻

宗旨判形御改

旅人出会

右之外自己之儀ハ前ニ準可遂勘弁候事

午十二月

安永延左衛門

高屋善太夫

安政五午十二月廿日

<u>19</u>

宮浦大庄屋 津上定右衛門

年来志宜出精相勤 諸事才判筋行届 専致用達候段相達 奇特之

至及御沙汰候(依之以格別其方倅代迄苗字名乗候儀差免候)且又

此先弥立入遂才判浦柄速ニ建直し候様

出精可致候事

此節浦方仕方替ニ付而ハ

午十二月

20

宮浦大庄屋 津上定右衛門

青銅五百文

浦々切立等厳法相立 且数年来相畳居候借財道付彼是本役打混 廻船頭取示談役兼請持申付置候処 今般惣浦中御仕法替被仰付

追々出精いたし候段及御沙汰候 依之右之通頂戴申付候 以後尚御用達いたし候ニ付 此節無拠願之趣ニハ候へ共差留候 是迄来ニ不拘 委細存念等申出 追々風俗相改り 御趣意行届 出精御米御改正ニ付而は御趣意能致勘弁 廻船取締向之儀 是迄之仕別而御多用ニ付 右兼請持退役之儀相願候 然ルニ去ル辰年以来

正月

又立入取締向無緩様出精可致候事

右安政六未正月十二日 於御勘定所 御奉行山田藤作様ゟ御達

須森平六様

21

安政六未十一月十三日御達

宮浦大庄屋 津上定右衛門

キ請持筋ニ付 旁別段之以御詮議以後役中年始御礼被仰付候 弥今程別而御事多之処 御趣意を請出精相勤 且大庄屋役之儀は重

未十一月

心力を尽可相勤候事

22

安政七申正月十三日御達

宮浦大庄屋 津上定右衛門

浦々借財道付之儀ニ付致出精骨折候段相達(奇特之至及御沙汰候)

此節格別ヲ以て孫代迄差免

是迄苗字名乗候儀倅代迄差免置候処

信马

申正月

万延元申七月廿八日御達

宮浦大庄屋 津上定右衛門

姪浜岐志船越三ケ浦江取替置候銭弐貫三百九拾五匁四分壱厘 此

倅代迄御参勤御往来之節箱崎松原出被仰付候事

節捨切之儀申出志ヲ相立候段相達

奇特之至及御沙汰

依之其方

申七月

24

万延元年申十二月御達

宮浦大庄屋 津上定右衛門

今度滞在旅人ヲ初判外者取調子一件ニ付而ハ 請持筋事多之処

敷候付 御趣意厚相心得 銀壱枚頂戴申付候 何廉致心配 尚此先御趣意行届候様立入出精可由 旅人方を初浦役人共江之申談方宜

合候事

申十二月

安永延左衛門

高屋善大夫

文久元酉十二月

25

測量之英船御用ニ付 火急出役申付致太儀候条 宮浦大庄屋 金子二百疋遣之 津上定右衛門

西十二月

安永延左衛門

高屋善大夫

26

文久二年戌十二月朔日御達

平日志宜敷出精相勤 之申諭行届 夫銀上納并諸上納銀当年ハ別而相励速ニ相納 御趣意深遂勘弁 常々浦役ともを初一統江 且去

宮浦大庄屋

津上定右衛門

酉ゟ非常備米も致出来 彼是格別致出精候付 当戌年ゟ漁除ケ之仕方相立除ケ金追々相 為褒美八木五俵頂戴申付候 弥出精相

勤可申候事

戌十二月

安永延左衛門

髙屋善大夫

文久三亥九月 秤改之節御褒美書此内ニ入

27

元治二年申子六月十六日

宮浦大庄屋 津上定右衛門

銀預弐貫四百目

御時勢厚ク致勘弁別而志を相立候段相達 御台場御営築ニ就而は右之通寸志指上 且触中寸志ニ付而も骨折 奇特之至及御沙汰

子六月

之以格別倅代迄大庄屋格申付候事

28

慶応二年寅四月十四日

宮浦大庄屋 津上定右衛門

28 -

大砲御鋳立ニ付 代居郡御通駕之節御目通出方被仰付 右之通寸志差上候段相達 五代迄苗字名乗候儀をも 奇特之至ニ候 依之 数年来致出精候ニ付 可相勤候事 為心付役中年々米五俵宛相与候条 掛り

差免候之事

29

寅三月

慶応三年卯十二月

宮浦大庄屋 津上定右衛門

判方行届候ニ付 去ル子年ゟ追々長門御出勢立御船乗水夫火急之呼出候処 水夫共速二致出方候段相達及御沙汰候 依之為 触付宰

褒美青銅三貫文被下候事

卯十二月

30

慶応四年辰四月六日 今宿於御郡屋ニ御達

宮浦大庄屋 津上定右衛門

33

明治四未四月九日

立等立入相諭候ニ付 近年弥増米価高料ニ付 何連茂能致勘弁 触下浦々備米相立度浦役共江申談 追々備方ヲも執計候段相 仕法

儀弥無懈怠申聞一廉致全備候様 精々可遂宰判候事

志宜奇特之至ニ候

依之吸物御酒頂戴申付候

尚此先備増之

辰四月

惣右衛門

喜三兵衛

31

慶応三年

宮浦大庄屋 津上定右衛門

郡奉行

弥出精

卯十二月

大森浅右衛門様

森惣右衛門様

附衆 山内彦平殿

山田卯兵衛殿

32

明治三年七月五日

平日心得方宜. 年来出精相勤 触内世話筋深切二有之 能相懷候 志摩郡宮浦触口 津上定六

段相達 奇特之至ニ候 依之以格別一代壱人扶持下賜候旨御沙汰

候事

七月

岡部少参事様

松尾桂七様

小田部大属様

友池曽平様

宮浦大庄屋 津上定六

専致用達候ニ付 右願差留候条 加保養

未四月

可相勤候事

依病気退役相願候得共

大属 吉田清作殿

松尾桂七殿

- 1 筑前国の地誌。加藤一純を中心に鷹取周成や青柳種信の助勢を 受けて成立。一九七七年、文献出版が上下2巻として出版。
- 2 「註1」の修補編。青柳種信が編集責任者。一九七三年に九州 公論社から影印本を出版。
- 3 大正六年に筑豊水産組合が発行した地誌。玄界灘・響灘に面し た五二浦の記述がある。
- 4 大正八年に編さんされた地誌。現在の福岡市西区の旧糸島郡部 を含む。
- 5 昭和三六年、北崎村の福岡市合併に際し発行
- 6 昭和十六年、 伊東尾四郎氏によって編集。未発行。
- 7 8 福岡県立図書館蔵。福岡藩の郡・町・浦に関する覚書 福岡藩の浦役所の記録。慶安二年以降の記述がある。
- 9 五ケ浦廻船を紹介した本。高田茂廣著。昭和五一年、 西日本新
- 10 福岡市西浦に在る。真宗本願寺派
- 11 福岡県部落史研究所の創立者のひとり。福岡に関する多数の資 料を収集した。一九七九年没。
- 12 福岡市東区箱崎の浦大庄屋であった明石家の資料。 るものが多い。福岡県立図書館蔵。 海事に関す
- 13 福岡市東区箱崎の浦庄屋であった山崎家の資料。当館蔵。
- 14 福岡市東区志賀島弘浦の庄屋文書。
- 15 福岡市西区西浦の庄屋文書。
- 16 榎田佐市。五ケ浦の廻船頭取のひとりであった。
- 17 福岡藩の浦奉行。浦関係文書に最も多く登場する人物である。
- 18 船主のこと。船主であり船頭でもある場合は直乗船頭、雇われ た船頭の場合は沖船頭という。
- 19 福岡藩の江戸屋敷。
- 20 福岡市中央区。近世初頭に下関伊崎から移住したといわれてい

- 21 脚。 福岡藩二代藩主黒田忠之当時の家老。有名な黒田騒動により失
- 22 まで続く。享保の頃、 宮浦出身の江戸における廻船問屋。代々作右衛門を名乗り幕末 幕府の廻船差配となる。
- 23 一般には東廻り廻船をいう。
- 24 若松の船宿。五ケ浦廻船の定宿であったと思われる。
- 25 浦方に掛けられた税。船百石に付銀二二匁であった。
- 26 大阪船場の廻船問屋。残島出身。五ケ浦廻船の大阪における代 弁者でもあった。
- 27 渡海船及び客船のこと。
- 28 北九州市門司区。
- 29 下浦とは伊崎から辺田 浦はその一部。 (糸島郡志摩町) までの浦をいう。五ケ
- 30 廻船が他藩の米を積んだ場合など積荷の責任者として同乗する 者のこと。 30 -
- 31 米の別称。
- 32 福岡市西区小田。 宮浦の隣村。
- 33 秋月藩を指す。
- 34 浦に対して村を云う場合、岡、あるいは岡分と云った。
- 35 宮浦の本村。宮浦が浦奉行・浦大庄屋の支配下であったのに対 し、宮浦村は郡奉行・村大庄屋の支配下であった。
- 36 下浦の別称。触とは浦大庄屋の支配範囲を示す。浦大庄屋の居 住した浦の名をとって岐志触・今津触・宮浦触などと云った。
- 37 幕末期に異国船の渡来に備えて博多湾を中心に志賀島・残島 姪浜・洲崎などに台場が建てられた。
- 38 早良・怡土・志摩三郡役所が置かれていた。郡奉行が常駐して いた訳ではないが牢屋等はあった。

中国出土王莽銭に関する覚書

はじめに

紹介すると共に、とくに王莽銭とその中国における出土例をとりあ紹介すると共に、とくに王莽銭とその中国における出土例をとりあ紹介すると共に、とくに王莽銭とその中国における出土例をとりあ紹介すると共に、とくに王莽銭とその中国における出土例をとりあ紹介すると共に、とくに王莽銭とその中国における出土例をとりあ紹介すると共に、とくに王莽銭とその中国における出土例をとりあれて、その移入時期についての議論が展開された。このような大泉五十らその移入時期についての議論が展開された。このような大泉五十らその移入時期についての議論が展開された。このような大泉五十らその移入時期についての議論が展開された。このような大泉五十らとは、七世紀後半~八世紀)をはるかに遡る王莽銭(一世紀初頭)の時代(七世紀後半~八世紀)をはるかに遡る王莽銭(一世紀初頭)の時代(七世紀後半~八世紀)をはるから、大田紀の第二に、とくに王莽銭とその中国における出土例をとりあ紹介すると共に、とくに王莽銭とその中国における出土例をとりある。

げ、鴻臚館跡出土大泉五十を含む日本の遺跡出土王莽銭の年代観:

あるいはその移入時期を再検討するための覚書とするものである。

一、寄贈された中国古代・歴代貨幣

ある(表1参照)。 贈していただいた中国古代・歴代貨幣四五点の内訳は次のとおりで増していただいた中国古代・歴代貨幣四五点の内訳は次のとおりで一九八八年三月と一九八八年四月の二度にわたって橋詰氏から寄

殷・周~春秋・戦国の貨幣

の原初的形態を示すものとして紹介しておきたい。る。これらを流通貨幣と考えることは疑問であるが、ここでは貨幣幣一点(211―2)がある。1はタカラ貝科の貝、2は青銅製であ殷・周時代のものと考えられるものに貝貨一点(211―1)、磐

明刀銭は中国東北の燕地方を中心に行われた貨幣である。デザインは「鏄」(鋤の一種)を写したと考えられるものである。あり、いずれも青銅製である。蟻鼻銭は楚国を中心に行われたと考あり、いずれも青銅製である。蟻鼻銭は楚国を中心に行われたと考をが、炎足布(以上―5)、刀幣〈明刀銭〉(以上―6)の計四点が春秋・戦国時代のものとして、蟻鼻銭(以上―3)、尖足布(以上

前漢の貨幣

成立させ、混乱していた度量衡および貨幣制度を統一し、それまで元前二二一年、秦の始皇帝は中国を統一して強力な中央集権国家を工一9・10)の計四点で、いずれも青銅製の円形方孔銭である。 紀文帝五(前一七五)年鋳造の四銖半両一点(≧Ⅱ−8)、五銖2点(≧1瀬高后六(前一八二)年鋳造の六銖半両一点(≧Ⅱ−7)、前漢

ある。

ある。

の戦国時代各種貨幣を廃止した。この時初めて鋳造された円形方孔の戦国時代各種貨幣を廃止した。この時初めて鋳造された銅銭で、王莽が権力を掌握した一時期を除き、に初めて鋳造された銅銭で、王莽が権力を掌握した一時期を除き、に初めて鋳造された銅銭で、王莽が権力を掌握した一時期を除き、に初めて鋳造された銅銭で、王莽が権力を掌握した一時期を除き、の戦国時代各種貨幣を廃止した。この時初めて鋳造された円形方孔の戦国時代各種貨幣を廃止した。この時初めて鋳造された円形方孔

王莽銭

大泉五十が五点(児Ⅱ―11~15)、小泉直一が二点(児Ⅲ―16~17)、大泉五十が五点(児Ⅲ―18)、貨泉二点(児Ⅲ―19~20)、貨布一点(児Ⅲ―21) および布泉一点(児Ⅲ―22) と小五銖一点(児Ⅲ―23) を含む計一三点がある。前漢王朝の劉氏を滅亡させて新を建国した王莽む計一三点がある。前漢王朝の劉氏を滅亡させて新を建国した王莽む計一三点がある。前漢王朝の劉氏を滅亡させて新を建国した王莽む計一三点がある。前漢王朝の劉氏を滅亡させて新を建国した王莽む計一三点がある。前漢王朝の劉氏を滅亡させて新を建国した王莽む計一三点がある。前漢王朝の劉氏を滅亡させて新を建国した王莽む計一三点がある。前漢王朝の劉氏を滅亡させて新を建国した王莽む計一三点がある。前漢王朝の劉氏を滅亡させて新を建国した王莽む計一三点がある。前漢王朝の劉氏を滅亡させて新を建国した王莽む計一三点がある。が表述は、記冊―16~17)、大泉五十が五点(児Ⅲ―16~17)、大泉五十が五点(児Ⅲ―18)、貨泉二点(児Ⅲ―19~20)、貨布一点(児Ⅲ―10~17)、大泉五十が五点(児Ⅲ―16~17)、大泉五十が五点(児Ⅲ―16~17)、大泉五十が五点(児Ⅲ―16~17)、大泉五十が五点(児Ⅲ―16~17)、大泉五十が五点(児Ⅲ―16~17)、大泉五十が五点(児Ⅲ―16~17)、大泉五十が五点(児Ⅲ―16~17)、大泉五十が五点(児Ⅲ―16~17)、大泉五十が五点(児Ⅲ―16~17)、大泉五十が五点(児Ⅲ―18)、資泉工作、大泉五十が五点(児Ⅲ―18)、資泉工作、大泉五十が五点(児Ⅲ―18)、資泉工作、大泉五十が五条に対している。

後漢の貨幣

の銅銭とされるものである。 五銖二点(21Ⅲ—24~25)で、後漢光武帝建武元(四○)年鋳造

隋の文帝開皇元(五八一)年鋳造の五銖一点(≧Ⅳ—30)、唐の高祖北斉文宣帝の天保四(五五三)年鋳造の常平五銖一点(≧Ⅲ—32)、

五六年)の剪輪五銖一点(≧Ⅱ─27)・綖環五銖一点(≧Ⅱ─28)、

北魏 (三八六~五三三年) の五銖一点 (≧□─26)、梁 (五〇二~五

南北朝~隋・唐の貨幣

表1. 受贈中国古代・歴代貨幣一覧表

3	長1.受贈中国古代	・歴代貝を	6一夏衣							~ =
No.	名 称	時 代	種 別	材質	寸 从深	<u>注</u> 孔径		単位: 長さ	幅	重量 (難:g)
$\frac{1}{1}$	貝貨	殷	貝貨	貝	7 F (III.	7613	_		11.7	
2	磐幣	周	磐幣	銅			1.0	_	102.0	
3	蟻鼻銭	戦国	銅貝貨	"					12.3	
4	尖足布	"	布幣	"			1.1	54.0	28.0	4.7
5	方足布	"	"	"			1.1	46.9	30.5	4.6
6	明刀銭	"	刀幣	"			1.7	138.0	17.5	14.7
7	六銖半両	前漢	円形方孔銭	"	27.1	8.0	1.4			3.8
8	四銖半両	"	"	"	24.3	8.0	1.3			2.4
9	五銖 .	"	"	"	25.8		1.6			3.1
10	"	"	"	"	25.5					4.2
11	大泉五十	王莽新	"	"	28.1			⊢—		8.9
12	"	"	"	"	28.9					7.3
13	"	"	"	"	29.4			_		9.3
14	"	"	"	"	27.1	7.1		_		4.3
15	//	"	"	"	26.2					2.8
_	小泉直一	"	"	"	14.1	3.4			-	0.5
17	ル し たまま す	"	// //	"	14.5	3.0			04.0	0.6
	大布黄千	"	布貨	"	05.0	0.0			24.3	
	貨泉	"	円形方孔銭	. "	27.2					10.3
20	// //	"	1/ -t-15	"	23.4	5.6 5.3			00.1	2.7
21 22	貨布 布泉	"	布貨 円形抗銭	"	26.4	8.8	_	57.5	22.1	3.5
-	小五銖	"	円形刀扎政	"	$\frac{26.4}{12.5}$					0.7
24	五銖	後漢	"	"	25.9		1.7			3.1
25	// //	が	"	"	24.8	8.3	1.2			1.8
26	,	南北朝	,	,	23.2	7.7	0.8			1.5
27	五銖 (剪輪)	//	"	"	17.8					0.9
28	五銖(純環)	"	"	"	26.0		1.8			1.9
29	常平五銖	"	"	"	24.9					4.0
30	五銖	隋	"	"	22.9					2.1
31	開元通宝	唐	"	"	25.1					3.7
32	"	"	"	"	24.4					3.5
33	乹亨重宝	五代十国	"	"	26.1	5.7	1.1			4.4
34	周元通宝	"	"	"	24.5	5.5	1.6			3.5
35	唐国通宝	"	"	"	24.5	4.7	1.2			2.8
36	崇寧通宝	北宋	"	"	34.9	6.2	2.9			11.1
37	崇寧重宝	"	"	"	34.3	6.3	2.2			9.7
38	永楽通宝	明	"	"	25.2	4.6	1.6			4.7
39	"	"	"	"	25.2	4.6	1.4			3.7
_	永楽通宝(日本鋳)	室町	"	"	22.6		1.2			2.3
41	"	天正	"	銀	24.8		1.5			3.9
	興朝通宝	清	"	銅	49.2		1.9			19.2
-	乾隆通宝	"	"	"	25.6		1.1			3.2
44	//	"	"	"	25.0	_	1.4			2.1
45	光緒通宝	"	"	"	26.2	4.0	1.1			3.6

武徳四(六二一)年鋳造の開元通宝一点 (凡N―31)、武宗会昌五 (八

四五)年鋳造の開元通宝一点(℡W―3)の計七点である。

五代・十国の貨幣

Ⅳ—33)、後周の世宗顕徳二(九五五)年鋳造の周元通宝一点(≧▼南漢の高祖乹享元(九一七)年鋳造の乹享重宝〈鉛銭〉一点(≧

崇寧重宝一点(≧Ⅳ―37)の計五点である。35)、北宋徽宗崇寧元(一一○二)年鋳造の崇寧通宝一点(≧Ⅳ―36)、―34)、南唐の元宗中興二(九五九)年鋳造の唐国通宝一点(≧Ⅳ―

明以降の貨幣

れる銅銭三点(≧Ⅳ─43~45)がある。 宝一点(≧Ⅳ─42)、清の乾隆通宝・光緒通宝など新彊紅銭と称さ一点(≧Ⅳ─41)、明末の永明王興朝元(二六五七)年鋳造の興朝通日本製の永楽通宝〈ビタ銭〉一点(≧Ⅳ─40)、同じく永楽通宝〈銀銭〉明の成祖永楽六(一四〇八)年鋳造の永楽通宝二点(≧Ⅳ─38~39)、

小紀

中世の遺跡から数多く出土する貨幣である。
 中世の遺跡から数多く出土する貨幣である。
 大泉五十は福岡市中央区城内の鴻臚館跡の廃棄物処理遺構最下層(一○世紀後半)から一点、貨布は福岡県大野城市仲島遺跡の古墳時代後期の土器を含む溝状遺構から一点出土している。貨泉は王墳時代後期の土器を含む溝状遺構から一点出土している。貨泉は王墳時代後期の土器を含む溝状遺構から一点出土している。貨泉は王盾の開元通宝、南唐の唐国通宝などのほか、北宋銭・南宋銭は古代を清明の遺跡のみならず、長崎県対馬から北海道までの広域的な範囲で、海側の遺跡のみならず、長崎県対馬から北海道が、西日本の弥生時代後期の遺跡のみならず、長崎県対馬から北海道が、西日本の弥生時代後期の遺跡のみならず、長崎県対馬がら川土している。大泉五十は福岡市中央区域内の鴻臚館跡の廃棄物処理遺構最下れる。王莽銭は大泉五十、貨布、貨泉の三種が遺跡から出土している。王莽銭は大泉五十、貨布、貨泉の三種が遺跡から出土している。

干の考察を加えたい。

一大の大学を加えたい。

一大の大学を加えたい。

一大の大学を加えたい。

一大の大学を加えたい。

一大の大学を加えたいるのであり、その移入時期について再検討をけれども前述したように、王莽銭は弥生・古墳・古代・中世の各時はから出土しているのであり、その移入時期について再検討を出が必要があると考えられるのである。こうした視点から、以下、その鋳造時期が短期間に限定されることから、共伴出土する弥生土との考察を加えたい。

二、王莽銭について

食貨志に記載されている貨幣である。 掌握した段階から発行させた貨幣を含むもので、『漢書』王莽伝・を建国した王莽(前四五~二三年)が、新建国以前にすでに権力をここで使用する王莽銭という用語の意味は、前漢王朝を倒して新

『漢書』記載の王莽銭

『漢書』に記されている王莽銭の種類と発行(鋳造)の過程は次

のとおりである。

ので、銭文は「一刀直五千」である。さは二寸、銭文は「契刀五百」である。錯刀は金メッキを施したも泉五十」である。契刀は身が刀の形、環が大銭と同じ形をなし、長と共に四品を並び行う。大銭は径一寸二分、重さ十二銖、銭文は「大と共に四品を並び行う。大銭は径一寸二分、重さ十二銖、銭文は「大店摂二(七)年 漢制を更改し、大銭、契刀、錯刀を鋳造し、五銖

五品という。

という。 更に改めて金・銀・亀・貝・銭・布の六物を発行した。これを寶貨更に改めて金・銀・亀・貝・銭・布の六物を発行した。これを寶貨「劉」の字にある「刀」・「金」を付す錯刀、契刀、五銖を廃止し、**始建国元(九)年** 漢室の劉氏を廃して新を建国したことから、

値は銭文に示す値である。 「壮泉四十」のものであり、これらを銭貨六品といい、その交換価銖、銭文は「中泉三十」のもの、壮銭が径一寸、重さ九銖、銭文は「幼泉二十」のもの、中銭が径九分、重さ七分、重さ五銖、銭文は「幼泉二十」のもの、中銭が径九分、重さ七銭貨は、小銭が径六分、重さ一銖で銭文は「小泉直一」のもの、銭貨は、小銭が径六分、重さ一銖で銭文は「小泉直一」のもの、

これらを銀貨二品という。一流となし、その値を千五百八十とし、它銀一流の値を千とした。黄金は重さ一斤で銭一万の値とした。銀貨は朱提銀が重さ八両で

と同値、公亀が長さ九寸の値五百で壮貝十朋と同値、侯亀が長さ七角貨は、元亀が甲羅の長さ一尺二寸の直二千百六十で、大貝十朋

貝十朋と同値である。これらを亀寶四品という。 寸以上の直三百で幺貝十朋と同値、子亀が長さ五寸以上の直百で小

長さ一寸二分に満たないもの約一枚の値が三とした。これらを貝貨上のもの一朋の値が三十、小貝一寸二分以上のもの一朋の値が十、百十六、壮貝三寸六分以上のもの一朋の値が五十、幺貝二寸四分以貝貨は、大貝の四寸八分以上のもの二枚を一朋とし、その値が二

布、小布の十品である。小布は長さ一寸二分、重さ十五銖で、銭文布、小布の十品である。小布以上の布貨は、各々長さ一分、重さ一大布は長さ二寸四分、重さ一両で、その値は千銭である。すなわち、大布は長さ二寸四分、重さ一両で、その値は千銭である。すなわち、これら二十八品の発行貨幣のうち、銭貨と布貨の十六品が銅貨である。

小泉直一と大泉五十の二品のみを行うことになった。それまでの五銖銭を使用したので、亀・貝・布貨の発行を断念し、幣経済を混乱させるものであり、一般にはあまり流通せず、民衆は始建国二(一〇)年(復古的なこれらの貨幣発行は、前漢以来の貨

二十五枚に当る。貨泉は径一寸、重さ五銖、銭文が右側に「貨」、二十五銖、銭文は右側が「貨」、左側が「布」とし、その値は貨泉分、円孔の径二分半、足枝の長さ八分、その間の巾二分で、重さがした。貨布は長さ二寸五分、巾一寸、首の長さ八分余り、首の巾八天鳳元(一四)年 大銭、小銭を廃止し、新たに貨布と貨泉を発行

して、そのまま六年間の流通を認めている。 摂二年以来流通していたため、貨泉一枚の値を一とする交換価値と左側に「泉」を配し、一枚が値一である。なお、大銭については居

いて検討してみよう。

寸法・重量が大きな要素となるので、次にこれらの尺度と重量につ行われているのであるが、貨幣を考察するに当っては、その品位・始建国元年、始建国二年、天鳳元年の四次にわたって発行・改廃が以上みてきたように、『漢書』食貨志によれば王莽銭は居摂二年、以上みてきたように、『漢書』食貨志によれば王莽銭は居摂二年、

三、王莽銭の尺度と重量

外径が内径の三倍となるものである。

小径が内径の三倍となるものである。

小径が内径の三倍となるものである。

小径が内径の三倍となるものである。

小径が内径の三倍となるものである。

小径が内径の三倍となるものである。

年正月癸酉朔日制」の銘を刻したキャリパー形の銅尺、「始建国元のであろうか。まず尺度であるが、王莽尺の実例として「始建国元それでは、王莽の時代における尺度と重量の実際はどのようなも

尺の実長二三・四七五九四㎝となっている。 三月」銘を有する銅製一斛枡では、口径三三・二㎝から換算した 二三・○二八一五㎝である。山西省博物館所蔵の「始建国天鳳元年 と記されており、その実測値から換算すると、一辺では一尺=二三・ 朔日制」銘を有する銅製方形一斗枡には、「方六寸、深四寸五分」 厚さの一寸=二四㎜となり、幅と厚さの平均値一寸=二三・三七 て換算すると、長さの一寸=二二・九㎜、幅の一寸=二三・五㎜ さ二・四㎝である。二片に折れ、一片はやや曲がっているため全長 年造廿枚第六」の銘を有する銅尺が知られており、関野雄博士の算 〇二七五㎝、深さでは二三・〇二八八㎝となり、その平均値一尺= 五㎜となる。さらに、中国歴史博物館所蔵の「始建国元年正月癸酉 は若干の誤差があると考えられるが、『漢書』律暦志の規定によっ 正月朔日制」銘の一丈銅尺は、長さ二二九・二㎝、幅四・七㎝、厚 た、一九二七年に甘粛省定西県の称鈎駅から出土した「始建国元年 定では、前者の一尺=二五〇㎜、後者の一尺=二二五㎜である。 ま

\lceil	_	Г			_			_	,	<u>.</u>	_	_						_	_	-	_	1
A.D	鳥							A.	_ 女 .D 建	鞋							A	、D F	5	3		
一四年	元年							全	しまえ	틱 C F							4	E	Ē	个		
Ľ	_																	_				
銭貨	布貨	"	"	"	"	"	"	"	"	"	布貨	"	"	"	"	銭貨	"	刀貨	銭貨	<u> </u>		
貨泉	貨布	大布	次布	弟布	壮布	中布	差布	厚布	幼布	幺布	小布	壮銭	中銭	幼銭	幺銭	小銭	錯刀	契刀	大銭	租另	重	
貨品	貨布	大东	次女	弟	壮东	中在	差布	厚布	幼女	幺	小女	壮良	中阜	幼兒	幺点	小阜		契刀				1
X	ղր	弾黄 千	九古	八八百	11七百	尖舌	五五百	温四百	当吉	坐古	一百	加十	<u>松</u> 三十	<u>水</u> 二十	_	水直一	直五	五	五十			
_									_	_	_						千	_		Ž	ζ_	
 	_		_	_	_	_	_	_		_	$\overline{}$	_	カ .	Л	+:	径六	=	=	_	漢		
寸	五	四	Ξ	_	_	寸	九	八	七	六	五	寸	分	分	分	分	寸	寸	寸二	書		
_	分土		<u>分</u>			_			分皿			_	_	_			ما	ا ا	分	_	尺	
五	六二・	(0	五七:	五五	<u> </u>	<u>н</u> О.	世七	五	四二	0	土七:	五	Ξ	ō	七:	五	七五・	五	ō	始建国		
00	五	00	五〇	0	五〇	00	五〇	00	五〇	00	五〇		五〇	00	五〇	00	00	00	0	元年大尺		
	五		<u></u>		四四	_	_	_			=	<u></u>	_	_	_	_	_	_	<u> </u>		度	
E	六・	•	•	•	•	•	•	•	三八・	•	\equiv	=	•	八	٠	Ξ	六七・	六七・	七	始建国元	汉	
五〇	五五	00	七五	五〇	五	00	五〇	五五	五五	00	七五	五〇	五	00	七五	五〇	五〇	五〇	00	元年小尺	単位	
E	五	五	五	五	四	四	四四	四	=	Ξ	Ξ	Ξ	=	<u> </u>	_	_	六・	一六九	-	\vdash	ミリ	
-	七		٠	٠	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	九	九二	七:上	始建国元年中尺	メ, 	
八八	七〇	到 〇	九	八八	七	六	五	五五	四	三	<u></u>	0八	七七	四 六	六	五	五	五	台	史	トル)	
Ē	五八	五六	至	五一	四九	四六	四元	四	三九	三七	三	=	=	<u> </u>	一 六	四四	七〇	七〇	二八	天鳳		
一四四	٠	١.	•	•	•	•	٠	•	•	٠	•	•	<u>.</u>	•	•	$\overline{\cdot}$	· 四	. 四三	·	元年		İ
七	九	四	九	四	0			_				四七		七八一	四三	八	Ξ	Ξ	七	尺		
五銖	<u>-</u> 士	一両	士	二十	-	二十二	十九	十八八	十七	十六	十五	九銖	七銖	五銖	三銖	針			十二二	漢		
蛛	五銖		二銖	銖	銖	鉌	鉌	銖	鉌	鉌	鉌								砅	書	重	
Ξ	一五	— 五	一四	=	=	=	_	_	_	_	九	五	四	Ξ	_	0			七			
- -	北七	<u>"</u>	四四	一 八	<u>-</u>	一・六	1	÷	・ナ	0.0	Ŧ	六七		_	八カ	六			五六	分銅	量	
五~三	五~	=	九~	インスト	\equiv	0	七~	四~	-5	八~	サカカ	五五	\ 四	五~三	九~一	150			ハーナ		(単位	
	一六	五	一四	四四	_ =	=	=	<u> </u>	_	_ 0	· 七	· 八	· 五	<u>:</u>	· 九	: 六			· 八	銅	山グラ	
五	$\dot{=}$	١.	•	=	六	O	<u>:</u>	· 七	· ○五	٠	五	五.	五	五	五.	五			0		ر ا	
	五.	0	五.	0	五	0	五	0	五	0										値		
								_	_						_							
			_	_																		

が一尺の実長であったと考えられる。 三月の紀年銘を有する銅製一斛枡から換算した二三・四七五㎝前後天鳳元年の標準尺の出土例は知られていないが、前にみた天鳳元年いこういう事情だったのであるまいか」と述べられている。また、うちに、復古主義の理想から周尺の採用を正式に決定した。だいたし、これを嘉量の寸法に適用した。そしてさらに同じ始建國元年のし、これを嘉量の寸法に適用した。そしてさらに同じ始建國元年の

形分銅では、一石分銅の重量が二九九五〇g、九斤分銅が二二二二・の西称鈎駅から出土した「始建国元年正月癸酉朔日制」銘の銅製輪次に重量の実際についてみてみよう。一九二七年に甘粛省定西県

前後(平均値○・六三五9)であったと考えられる。となる。これらの出土例から、王莽代の一銖は○・六三9○・六五9一五・○八9、一五・○八9と○・六三9、○・六三9、○・六三9、半斤、一斤の三種類あり、各々の一両と一銖の重量は、一五・一9、

が問題となるので、中国における王莽銭の出土例を次にみてみよう。うか。『漢書』食貨志記載の二十八品のうち、尺度とついては銭貨が直径のみ、刀貨と布貨が全長のみを記していた銅貨(錯刀を含む)について記すと表2のとおりとなる。便宜上、た銅貨(錯刀を含む)について記すと表2のとおりとなる。便宜上、これらの尺度と重量を王莽銭に適用すればどのようになるであろこれらの尺度と重量を王莽銭に適用すればどのようになるであろ

四、王莽銭の出土遺構とその年代

の出土例も少なくない。船などがある。このうち、墳墓からの出土例が最も多く、穴倉から

墳墓出土の王莽銭

新代の墳墓を初めとして、後漢、三国、南北朝、唐、五代の各時

代の墳墓から出土している。

七基あり、三期・三後期のもの二〇基(五銖銭一型~二型)、三期~ て三型で、五銖銭は一型~五型を含み、全て六期=後漢晩期に位置 し、後漢早期~中期迄ということである。五銖銭を共伴する墓は三 基認められる。つまり、王莽銭のみを出土する墓は王莽代を中心と が一四基と最も多く、三期~四期、四期、四期~五期のものが各一 づけられる。王莽銭のみを出土する墓は一七基で、三期・三期後期 いる。まず、半両銭・五銖銭を共伴する墓は八基あり、半両銭は全 ける王莽銭と半両銭・五銖銭の伴出関係をみると次のようになって 漢中期、第六期が後漢晩期という六期に区分されている。各期にお 期、第三期(後期)が王莽新前後、第四期が後漢早期、第五期が後 墓の実年代は、第一・二期が前漢中期前後、第三期(前期)が前漢晩 年代との相関関係の分析が行われている。報告書によれば、焼溝漢 〜三型、五銖銭が一型〜五型に型式分類され、墳墓の型式と墓葬の 計八四五三枚が出土している。これらの銅銭のうち、半両銭が一型 半両銭は一二基の墓から計一六二九枚、五銖銭は一五二基の墓から 莽銭が出土しており、総数は七種一一八三枚となっている。また、 溝漢墓(文献一)でみてみると、二二九基の漢墓中、六二基から王 漢代の墳墓 多数の漢墓の発掘と詳細な報告で有名な洛陽市の焼

- 0	七	五.		Ξ	Ξ	읏	九一	<u>八</u> 九	八六		六五	五二			四八	四一	Ξ	二九	Ξ	一人	一六		-			_		-	7	文
貴州省清鎭県平壩	湖南省長沙市沙湖橋	広東省広州市龍生岡		河北省唐山市賈各荘	江蘇省揚州市平山	陜西省勉県金寨	甘粛省武威県磨咀子	陜西省邠県雅店村	湖南省長沙市五里牌		江蘇省揚州市平山	陜西省咸陽市			江蘇省揚州市肖家山	陜西省千陽県	河南省巩県叶岭村	河北省唐山市徐荘	陜西省臨潼県武屯	河南省唐河県湖陽	湖北省宜昌県前坪				河南省洛陽市西郊			河南省洛陽市焼溝	Ŀ	E E
																								-				-		ė.
速	E1	-1-	22	20	+	楯	Med	楯			-	斯	1/2	1/2	W	₩	琉	70	0	1861	前							墳墓	種別	出
清13号墓	FI号磚室墓	木槨墓	22号磚室墓	20号磚室墓	木槨墓	磚室墓	M62 号 墓	碑室墓	土坑墓	6号木槨墓	5号木槨墓	碑室墓	M3 木槨墓	M2 木槨墓	MI木槨墓	洞室墓	磚築墓	70 号 墓	8号磚室墓	画像石墓	前2磚室墓				計六〇基			計 62 基	遺構	土遗構
大泉五十、貨布、貨泉	大泉五十、貨泉	大泉五十1	大泉五十6	貨泉 1	大泉五十945、大布黄千60	大泉五十83、大布黄千16	貨泉52	貨泉7、貨布1	貨泉15	大泉五十218、大布黄千6	大泉五十54	貨泉1	大泉五十276	大泉五十230	大泉五十33、大布黄千5	大泉五十58	大泉五十3	大泉五十	大泉五十20	大泉五十9、小泉直一3	大泉五十51、大布黄千5	布泉93	千82、貨布6、貨泉1885、	錯刀7、小泉直一313、大布黄	大泉五十1635、契刀五百16、	貨泉296、布泉1	泉直一3、大布黄千16、貨布1、	大泉五十865、契刀五百1、小	王莽线	出
五銖	五銖	五銖1串					五銖13、不明4			五銖 1 5 0	五	半両2		五	五銖588				半両3		五铢324			鉄銭45、鉛銭2、錫銭2	半両10、五銖10436、			半両、五銖	伴出銭	土貨幣
		約100枚	6枚	1枚	1 0 0 5 枚	9 9 枚	6 9 枚	8枚	1 5 枚	3 7 4 枚	5 5 枚	3枚	2 7 6 枚	2 3 1 枚	6 2 6 枚	5 8 枚	3枚		2 3 枚	1 2 枚	3 8 0 枚				1 4 5 5 2 枚			1 1 2 6 5 枚	総数	
新~後漢初	新~後漢初	新~後漢初	新~後漢初	新~後漢初	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新 (一八年)	新				新~後漢			新~後漢		∓ t
一九五六~一九五八年	一九五六年六~一二月	一九五三年一一月		一九五二年五~六月	一九八四年四月	一九七八年三月	一九五七~一九七二年	一九六〇年五月	一九五九年八~一一月		一九八四年三月	一九八〇年八月			一九七四年一月	一九七二年九月	一九七二年一一月	一九五六年	一九八〇~一九八一年	一九七八年三月	一九七一~一九七二年				一九五七~一九五八年			一九五二~一九五三年	1	出上

一九五四年九月	後漢中期	4 5 枚	五銖 4 4	貨泉1	10号洞室墓	陜西省西安市白鹿原	Ξ
一九八五年四月	後漢	2 5 9 枚	半両、五銖、剪郭五銖	大泉五十、貨泉	傅室墓	山西省曲沃県蘇村	
	後漢	4 2 3 枚	五銖417	大泉五十1、貨布1、貨泉4	4号磚室墓		
一九七二年	後漢	1 2 枚	五銖 8	貨泉4	2号碑室墓	河南省 灵宝県張湾	九四
一九五八年	後漢	7 0 0 枚	五銖699	貨泉1	MI 碑室墓	河南省栄陽県河王村	슬·슬·
一九五七年三月	後漢	2 4 枚	半両1、五銖9、不明13	布泉1	画像石墓	江蘇省南京市昌梨	七八二
	後漢	1 3 1 枚	五銖 7 7	大泉五十54	M9 木槨墓		
一九七五年	後漢	100枚(約)	五銖100 (約)	小泉直一	M8 木槨墓	江蘇省揚州市肖家山	四九
	後漢	1 2 0 枚	五銖 1 1 9	貨泉1	M7 木槨墓		
一九七四年一月	後漢	4 0 4 枚	五銖396	大泉五十8	M6 木槨墓	江蘇省揚州市肖家山	四八
一九七四年八月	後漢	7 枚		大泉五十7	M4 木槨墓	江蘇省盱眙県東陽	四四四
一九五六年	後漢	5 7 8 枚	五銖 5 6 5	貨布1、貨泉12	磚室墓	四川省簡陽県洛帯	七
一九八一年一~八月	後漢	6 1 0 枚	五銖 6 0 6	貨泉4	13号磚室墓	江蘇省揚州市胥浦 一	三四
一九八〇年	後漢初期			大泉五十、大布黄千	岩墓	四川省三台県元宝山	웊
	後漢初期	7 枚		大泉五十、大布黄千	9号磚室墓	山西省太原市金胜村	八五
一九五七年一月	後漢初期	1 2 7 枚	五銖 1 0 3	大泉五十20、貨泉4	木槨墓	広東省広州市東山象欄岡	八〇
一九八二年四月	後漢初期	2 2 5 0 枚	五銖 2 2 0 0	大泉五十50	竪穴土坑墓	雲南省昭通市鸡窝院子	六四
一九八三年一〇月	新~後漢初期	1 9 枚		大泉五十19	竪穴土坑墓	広西省柳州市九頭山	五六
一九七六年	新~後漢初	4 9 枚	五銖 4 0	大泉五十8、契刀五百1	5号土坑墓	四川省西昌県礼州	五〇
	新~後漢初	3 0 4 枚	五銖 1 1 8	大泉五十13、小泉直一173	7号土洞墓		
				百1、差布五百3、中布六百1			
一九五四年一一月	新~後漢初	4 9 枚	五銖 3 7	大泉五十5、大布黄千2、壮布七 五銖37	5号土洞墓	陜西省西安市环城馬路	===
一九七八年	新~後漢初期	2 5 0 枚		貨泉250	17号土坑墓	湖南省益陽県新橋山	<u> </u>
一九七八年一〇月	新~後漢初期	1 0 枚		大泉五十10	計 2 基	貴州省威寧県中水	九
一九七四年一〇~一二月	新~後漢初	5枚		大泉五十4、貨布1	148号木槨墓	広西壮族自治区平東銀山岭	七
一九五六年四~一〇月	新~後漢初		五銖	大泉五十31、貨泉73、布泉4	計 18 基	河南省陜県刘家渠	四四
一九五七年七~八月	新~後漢初期	1 0 8 枚		大泉五十108	鉄13洞室墓	河南省新安県鉄門鎭	Ξ
	新~後漢初期	1 5 9 枚	五銖 158	布泉1	41号洞室墓		
	新~後漢初	1 8 1 枚		貨泉181	9号洞室墓		
一九五五年	新~後漢初	6枚		大泉五十6	2号洞室墓	河南省洛陽市澗西区	=
	新~後漢初		五銖	大泉五十	清17号墓		
	新~後漢初		五銖	貨泉	清11号墓		

110	Ξ	Ξ	九	八		_	Ξ	七六	六六	六〇	五三	四七	둣		三五	三	三五	二六	五五	九	<u> </u>	<u>-</u> 0		九八	八一	Ξ	九二	七三	四五	四〇	
〇 江蘇省南京市西善橋	一湖南省資興県厚玉	二 湖南省長沙市	浙江省黄岩県秀嶺	江蘇省宜興県城内		五 江蘇省南京市江寧	安徽省馬鞍山市雨山	八 安徽省蕪湖市赭山	八湖南省茶山市	○ 安徽省馬鞍山市佳山	二 湖北省鄂城県	七 江西省南昌市	八 湖南省長沙市硯瓦池		五 安徽省合肥市東郊	八 安徽省亳県鳳凰台	五 贵州省安順県华严区寧谷	八 陜西省西安市十里鋪	五 甘粛省武威県雷台	浙江省黄岩県秀嶺	三 河南省洛陽市			八 安徽省亳県城南郊外	一 陜西省長安県三里村	二 河南省洛寧県	二 四川省塩亭県黄甸	三 四川省綿陽市九龍山	五 湖南省長沙市金塘坂	○ 河南省洛陽市澗西七里河	
磚室墓	412号磚室墓	6号磚室墓	11号磚室墓	1号磚室墓		碑室墓	碑室墓	磚室墓	27号磚室墓	碑室墓	磚室墓	磚室墓	磚室墓	3号磚室墓	1号磚室墓	傅室墓	石室墓	162号墓	碑室墓	35号磚室墓	横列墓	磚室墓	5回村2号墓	元宝坑1号墓	碑室墓	磚室墓	崖墓	崖墓	M8 磚室墓	碑室墓	60号洞室墓
大泉五十15	大泉五十1	貨泉	貨泉	大泉五十1包		貨泉4	大泉五十、貨泉	貨泉	大泉五十20	大泉五十、貨泉	大泉五十1	大泉五十2、貨泉18	大泉五十、貨泉	大泉五十2、貨泉	貨泉	大泉五十18	大泉五十	大泉五十11、大貨泉1	貨泉93	貨泉1	大泉五十6、貨泉3	貨泉	貨泉1	貨泉2	貨泉7	大泉五十2	貨泉	大泉五十1	大泉五十1	貨泉	貨泉1
召刀1、半両3、五銖13、大泉当千他		半両、五銖	五銖	五銖1包	泉五百3	五銖100、大泉当千1、大	直百五銖、大平百銭、大泉当千他	半両、五銖、大泉当千	五銖30、大泉当千5	五銖、直百五銖他	五銖565、直百五銖10他	五銖455、直百五銖10	五銖	五銖	五銖	五銖 1 4 9	五銖	半両6、五銖165	半両15、五銖21017	五銖 1	半両153、五銖133	五銖	銅貝1、五銖3	銅貝2、半両10、五銖19	五銖 136	五銖205	五銖	五銖 1 0	五銖3包	五銖	五銖25
4 1 枚	1枚	数枚	4枚			1 0 8 枚	約6000枚		55枚(約)	数百枚	5 7 6 枚	4 8 5 枚				1 6 7 枚	7 4 枚	1 8 3 枚	2 1 1 2 5 枚	2 枚	2 9 5 枚	7 8 枚	5枚	3 1 枚	1 4 3 枚	2 0 7 枚	•	1 1 枚			2 6 枚
東晋(三六九年)	晋	晋	晋	西晋(二九七年)		西晋~東晋	呉 (二四九年)	三国	三国	呉	呉	呉	後漢末~六朝	"	後漢末~晋	後漢末	後漢末	後漢末	後漢末	後漢末	後漢(一七九年)	後漢 (七七年)	後漢(一七〇年)	後漢(一七〇年)	後漢(二世紀前半)	後漢後期	後漢晩期	後漢晩期	後漢中期	後漢晩期	後漢晩期
一九五三年二月	一九七八~一九八〇年	一九五二~一九五八年	一九五六年一二月	一九五三年三~四月		一九八五年九月	一九八四年六月	一九五四年	一九八二~一九八四年	一九八三年二月		一九七九年六月	一九五六年		一九五六年八月	一九七二年八月	一九七一年三月	一九五五年三~四月	一九六九年一〇月	一九五六年一二月	一九七四年七月	一九七八年		一九七四~一九七七年	一九五七年四月	一九八〇年	一九七二年二月	一九八六年六月	一九七八年二~三月	一九七二年六月	

九〇	四六	四三	105	1 OE	九五	스	セセ	六九	五九		五八	五五五	五	六三		七一			六二	六一	七九	三四	100	九九九	八八八	Ξ	八四	三九	三七	Ξ	Ξ
〇 陝西省西安市何家村	六 浙江省紹興県銭清	三 江蘇省丹徒県高資)七 広西省荔浦県興坪)四 四川省威远県黄荆沟	五 湖北省長陽県賀家坪	三 山西省候馬市西張寨村	七 吉林省輯安県好太王碑付近	九 湖南省祁陽県	九 甘粛省天水県街亭村		八 河北省滦南県宋道口	五 湖南省新寧県白沙	甘粛省徽県	三 広東省清远県高中琉村				○ 山東省高密県后塔庄	二 河北省易県北賈庄村	山東省日照県石臼港	九 安徽省合肥市	四湖南省長沙市)() 江蘇省常州市戚家村	九 寧夏回族自治区青銅峡県	八 江蘇省南京市西善橋	山東省淄博市臨淄区大武	四 遼寧省遼陽市上王家村	九 江西省南昌市	七 新彊ウィグル自治区敦煌叉园湾	二 浙江省安吉県三官	江蘇省南京市中山門外
陶		陶		陶	鉄		陶	木桶	銅器		陶			銅器	円	磚築		銅洗	甕	穴倉	磗	2	画	8	磗	10	壁	磗	洞	磚	磗
陶製甕		陶製甕		陶製甕	鉄鼎・銅洗		陶製甕	桶	器		陶製甕			器	円形土坑	築		洗			磚室墓	233号土坑墓	画像碑墓	8号磚室墓	磚室墓	10号石室墓	壁画墓	磚室墓	洞室墓2基	磚室墓	磚室墓
小泉直一1、大布黄千1、貨布7、	大泉五十、貨泉	大泉五十、貨泉、布泉	大泉五十、貨泉	貨泉 4	大泉五十、貨泉	大泉五十、貨泉	貨泉 (10%弱)	大泉五十、貨泉	貨泉2		大泉五十3、貨泉26、布泉1	大泉五十、貨泉	大泉五十、貨布、貨泉、布泉	貨泉	貨泉100kg	大泉五十、貨泉	布52、貨泉160	大泉五十4、大布黄千156、貨	貨泉2605	大泉五十1375	大泉五十1、貨泉1	大泉五十	大泉五十1	大泉五十	貨泉	貨泉71	貨泉	大泉五十1	大泉五十3、貨泉18、布泉1	大泉五十25、貨泉3	大泉五十1
戦国~唐代貨幣、和同開珎銀	半両、五銖、大平百銭他	半両、五銖、直百五銖、他	半両、五銖、直百五銖、他	半両1、五銖、直百五銖他	半両、五銖、直百五銖、他	半両、前漢五銖3、後漢五銖	方足布、明刀銭、半両、五銖	半両、五銖	前漢五銖3、後漢五銖8	4 1 8 0	前漢五銖1100、後漢五銖	前漢五銖、後漢五銖	前漢五銖、後漢五銖	半両、五銖	五銖(少数)	五銖			半両1、五銖3		天福通宝1、開元通宝33	開元通宝	無郭小銭2	開元通宝	五銖	五銖22	五銖	五	半両8、五銖1398、大平百銭	五銖2255	
	4 9 9 kg	1 4 0 kg	1 5 kg	1 7 0 3 枚	3 5 kg	2 5 0 kg	3 5 kg	1 9 • 3 kg	1 3 枚		約5000枚	3 0 kg	5 0 kg	10000枚	1 0 0 kg	4 9 • 5 kg		3 7 2 枚	2 6 0 9 枚	9 5 kg	3 7 枚		3枚		8枚	9 3 枚	7 0 枚	2 枚	1 4 3 0 枚	2 5 3 枚	1枚
唐	六朝	東晋~宋	東晋	三国~六朝	三国	後漢末	後漢末	後漢末	後漢末		後漢末	後漢末	後漢末	後漢	後漢	後漢(一二〇年代)		新~後漢初	新	新	南唐(九四六年)	五代	唐	唐	南朝晋~宋	北魏	晋	晋	晋 (三六九年)	三国~西晋	東晋(三八四年)
一九七〇年一〇月	一九七八年三月	一九七三年一〇月	一九八一年三月	一九七八年一月	一九七六年一月	一九五八年九月	一九五六年	一九八五年一二月	一九八三年七月		一九八三年一二月	一九八三年	一九八〇年	一九八四年一月	一九八四年八月	一九七九年一一月		一九八二年九月	一九八三年一二月	一九八三年八月	一九五六年一一月	一九六四年	一九七五年	一九七六年	一九六〇年四月	一九七三年	一九五七年九月	一九七四年三~五月		一九五七年七月	一九五八年一一~一二月

九		九七	九六	Ξ			六									四	六八	- 0 元	i 只	七二	二七	101	七四	せつ	六七	五七	五四	四	七五		
九三 海南省西沙群島		七 遼寧省寧城県黒城	六 内蒙古自治区准格尓旗	二 陜西省臨潼県武屯			遼寧省遼陽市三道濠村									河南省洛陽市漠河南県城東区	八 福建省尤渓県尤渓口	九 吉林省九台県卡倫	八 吉林省桦甸県木其河	吉林省永吉県呉拉街	七 遼寧省沈陽市新城子	二 山東省福山県八角	四 山西省孝叉県上柵村	○ 河南省息県原臨河	七 湖南省祁東県小坪・	七 湘西土家族苗族自治州吉首	四山東省日照県涛維	河南省鲁山県城関	五 浙江省桐岸県九岭郷		
海		鋳	古	古	5	2	1	3	3	3	3	3	3	3	3	その他 3		- 鉄	木	- 鉄	陥	陥	T .	陶	長		H	陶			_
海底沈没船		鋳銭址	古城址	古城址	5号住居址	2号住居址	1号住居址	314号房基	340d粮倉	307号土抗	305号粮倉	301号遺構	320号方倉	340d粮倉	317号房基	312号房基	陶製甕	鉄釜	木箱	鉄鍋	陶製甕	陶製甕	瓦質甕	陶製甕	長方形土坑		円形土坑	陶製甕			
大泉五十1、貨泉1	布黄千9、貨泉15	大泉五十25、小泉直一20、大	大泉五十1	大泉五十、大布黄千、小泉直一	貨泉	大泉五十	大布黄千	大泉五十10、貨布5、布泉1	大泉五十2、貨布2、貨泉11	大泉五十1	貨泉1	貨泉2	貨泉 2	貨泉11、大泉五十2、貨布2	貨泉 7	大泉五十1、貨泉1	貨泉1	貨泉 3	貨泉 2	货泉1	貨泉	布泉	大泉五十、契刀五百、貨泉、布泉	貨泉	大泉五十、貨泉	貨泉1	貨泉	貨泉	大泉五十、貨泉		貨泉 1
五銖1、唐~明銭		半両11、五銖50	半両2、五銖2	半両、五銖	刀銭、半両、五銖	一刀、半両、五銖	刀銭、半両、五銖	半両1、五銖11		五銖 3	五銖 18	半両1、五銖11	五銖 8		五銖22		半両1、五銖1、唐~元・明銭	半両、五銖、隋・唐~金代銭	前漢五銖、隋・唐~宋・金銭	五銖4、唐~宋・金銭	半両、五銖、隋・唐~宋・金銭	前漢五銖、唐・五代~北宋銭	半両、五銖、南北朝~南宋銭	半両、五銖、南北朝~南宋銭	半両、五銖、隋・唐~金代銭	半両6、五銖20、五代~南宋銭	前漢五銖、隋・唐~南宋銭	半両、五銖、唐~南宋銭	半両、五銖、前漢~北宋銭	銀貨	銭5、東ローマ金貨、ペルシャ
4 0 0 kg		1 3 0 枚	5枚					2 8 枚	1 5 枚	4枚	1 9 枚	1 4 枚	1 0 枚	1 5 枚	2 9 枚	2 枚	5 0 kg	1 6 0 kg	1 0 0 kg	6 5 kg	5 0 kg 余	2 7 kg	4 0 0 kg	6 5 0 kg	7 0 kg	1 3 2 2 3 枚	1 1 0 kg	3 5 0 kg	5 9 5 kg		
明		新 (九年)	後漢	後漢	"	"	新~後漢初	後漢末	"	"	"	"	'n	"	"	新	明	金(一二世紀末)	金(一二世紀末)	金(二二世紀)	金 (一二世紀)	南宋	南宋(一三世紀初)	南宋	南宋	南宋	南宋	南宋	北宋		
一九七四年四月		一九七五年	一九七五年	一九八〇~一九八一年			一九五五年五~九月									一九五五年四~六月	一九八四年八月	一九八二年六月	一九八二年	一九八四年一〇月	一九七九年	一九七七年八月	一九七七年一二月	一九八三年一月	一九八二年七月	一九八〇年八月	一九八三年五月	一九七二年七月	一九八三年四月		

貨泉二九六枚がこれに次ぐ。

貨幣が出土し、王莽銭が四八%、五銖銭が五二%である。五銖銭で 献一一六)では、一七九基の墓から漢代貨幣が出土し、計六〇基か **銖銭が四九%、王莽銭が五一%であり、五銖銭では、Ⅰ型四%、** は、Ⅰ型四一%、Ⅱ型三%、Ⅲ型五六%であり、王莽銭では、大泉 次のとおりである。すなわち、三期の一九基からは計一九二○枚の なっている。五銖銭を共伴する四九基の各期ごとの組合せの特徴は 銭で、大泉五十が六六%を占め、貨泉が二八%、大布黄千が六%と に属する一基のほかは全て三期のものである。総数四七六枚の王莽 ら八種四〇三七枚(無文銭・鉄銭・鉛銭・錫銭を除く)の王莽銭が出 五十が八三%と圧倒的に多く、貨泉が一○%のほか他の銭種は極端 土している。このうち、王莽銭のみを出土する墓は一一基で、 焼溝漢墓と同じく多くの漢代墳墓が発掘された洛陽西郊漢墓(文 四期の一〇基では、計一八三九枚の出土貨幣のうち、 四期 五

四九)年三月に死亡した朱然の墓である。五銖銭のみを共伴するも野玉の晋墓(文献二二)と、江蘇省南京市中山門外の東晋墓(文献二二)など敦煌の晋墓(文献三七)、安徽省馬鞍山市の呉墓は赤烏一二(二大四)年銘の磚が認められ、実年代を知り得るものである。南京市西善橋の東晋墓の実年代は泰和四(三六九)年、敦煌の晋墓は外市の晋墓を除くほかは、全て三国時代の貨幣を共伴する。のである。南京市西善橋の東晋墓の実年代は泰和四(三六九)年、敦煌のる。南京市西善橋の東晋墓の実年代は泰和四(三六九)年、敦煌の晋墓は升平一三(三六九)年以前、馬鞍山市の呉墓は赤戸三国と南北朝の墳墓 王莽銭のみを出土したものは湖南省資興県三国と南北朝の墳墓 王莽銭のみを出土したものは湖南省資興県

土貨幣数の多い墓には数十枚の王莽銭も混じっている例がある。合肥市東効の後漢末~晋墓(文献二五)、湖南省長沙市硯瓦池の後漢末~六朝墓(文献二八)、浙江省安吉県三官の三国~西晋墓(文献三二)、江西省南昌市の晋墓(文献三九)、遼寧省遼陽市上王家村の三二)、江西省南昌市の晋墓(文献三九)、遼寧省遼陽市上王家村の三国・六朝墓(文献二八)、浙江省安吉県三官の三国~西晋墓(文献三十、安徽省三時代の貨幣を共伴するものは、全て五銖銭を伴出している。出土する王莽銭の種類は大泉五十と貨泉が圧倒的に多く、他はほとんとみられない。出土数は一、二~三枚が一般的で、一基あたりの出土する王莽銭の種類は大泉五十と貨泉が圧倒的に多く、他はほとんとする。

唐~五代の墳墓 唐代の墳墓では、寧夏回族自治区青銅峡県の磚 室墓(文献九九)から大泉五十が一枚出土しており、墓の実年代を知ること 一○○)から大泉五十が一枚出土し、五代の墳墓では湖南省長沙 献一○○)から大泉五十が一枚出土し、五代の墳墓では湖南省長沙 献七九)から大泉五十が一枚出土し、五代の墳墓では湖南省長沙 できる。

窖(穴倉)出土の王莽銭

枚程度ごとに麻縄を通してまとめ、色々な容器に入れて穴倉に埋蔵での長期間に及んでいる。一般に穴倉から出土する貨幣は、一〇〇の貯蔵も新代に始まり、後漢、三国~南北朝、唐、宋、金、明代ま貨幣を窖(穴倉)などに貯蔵する例は漢代から認められ、王莽銭

新**〜後漢の穴倉出土例** 新〜後漢代の穴倉からの王莽銭出土例はする例が多く、容器には入れないで直接穴倉に納めている例もある。

次のようなものがある。

裏返しのものが少数混じっている。径□・六~□・九㎝、重さは最大一○・三g、最少三gで、銭文が備工事中、地下三mの穴から合計一三七五枚の大泉五十が出土した。〔〕 山東省日照県石臼港(文献六一) 一九八三年八月、港湾整

と考えられる。 と考えられる。 この埋蔵年代は新~後漢初年大泉五十が四枚、計三七二枚である。この埋蔵年代は新~後漢初年であり、王莽銭は大布黄千が一五六枚、貨泉一六〇枚、貨布五二枚、江事中、地下三〇㎝の穴から王莽銭と帯鈎・彦・鐘などの入った銅工事中、地下三〇㎝の穴から王莽銭と帯鈎・彦・鐘などの入った銅工事中、地下三〇㎝の穴から王莽銭と帯鈎・彦・鐘などの入った銅工事中、地下三〇㎝の穴から王莽銭と帯鈎・彦・鐘などの入った銅工事中、地下三〇㎝の穴から正対である。

蔵されたと考えられる。十、貨泉、布泉とともに、前漢五銖・後漢五銖があり、後漢代に埋下五〇㎝の穴から重さ五〇㎏、約三万枚の貨幣が出土した。大泉五3.甘粛省徽県(文献五一) 一九八〇年、学校建設工事中、地

前後と考えられる。か、半両銭・前漢五銖・後漢五銖があり、貨幣の埋蔵年代は後漢末か、半両銭・前漢五銖・後漢五銖があり、貨幣の埋蔵年代は後漢末事中、穴倉から重さ三〇㎏の貨幣が出土した。大泉五十・貨泉のほ④. 湖南省新寧県白沙(文献五五) 一九八三年、園芸場造園工

の中から一個の陶製壺が出土し、壺に重さ一五・八㎏、約五千枚の(5). 河北省滦南県宋道口(文献五八) 一九八三年一二月、穴倉

あり、埋蔵年代は後漢末と考えられる。ほか、半両銭一○枚、前漢五銖一一○○枚、後漢五銖四一八二枚が貨幣が入れられていた。大泉五十が三枚、貨泉二六枚、布泉一枚の

のほか、前漢五銖三枚、後漢五銖八枚があり、後漢末に埋蔵された地下四〇㎝の穴から銅灶と銅井と貨幣一三枚が出土した。貨泉二枚(6).甘粛省天水県街亭村(文献五九) 一九八三年七月二〇日、

ある。

- 認められることから、埋蔵年代は後漢末と考えられる。泉二六〇五枚のほか、半両銭一枚、五銖銭三枚がある。剪輪貨泉が工事中、地下一・一mの穴から貨幣が入った甕一個が出土した。貨の、河北省易県北賈庄村(文献六二) 一九八三年一二月、土取
- じえ、大多数が後漢五銖で、埋蔵年代は後漢代と考えられる。中から銅釜に入った約一万枚の貨幣が出土した。貨泉、半両銭を混8.広東省清远県高中墒村(文献六三) 一九八四年一月、穴の
- 埋蔵されたと考えられる。 貨泉八枚を含む半両銭五枚、後漢五銖一六四九枚であり、後漢末に九・三㎏を測り、整理した一六六五枚の貨幣は、大泉五十を二枚、六・三㎏を測り、整理した一六六五枚の貨幣が出土した。総重量一一次。湖南省祁陽県(文献六九) 一九八五年一二月一二日、地下
- があり、延光(一二二~一二五年)紀年銘の磚があることから、後五㎏の貨幣と鉄錘三個が出土した。貨幣は大泉五十・貨泉、五銖銭一m、深さ一・五mの磚造りの穴倉が見つかり、その中から四九・⑪.陝西省安康(文献七一) 一九七九年一一月、長さ六m、幅

ている。この埋蔵年代は三国時代初期と考えられる。

三国時代の直百五銖、

直百小銭、

大平百銭、大泉当千も少量混じえ

二万枚の貨泉と少数の後漢五銖であり、後漢代に埋蔵されたもので一・五mの円形穴倉に埋蔵された一〇〇㎏の貨幣が見つかった。約漢中期に埋蔵されたものである。一九八四年八月二〇日には、地下

~二○%となっている。埋蔵年代は後漢代と考えられる。足布が少量、明刀銭約五○%、五銖銭がこれに次ぎ、半両銭が一○れた。貨幣は総重量三~三・五㎏分で、貨泉が全体の一○%弱、方太王碑の東北方一○余mの地点から貨幣が入った陶製の甕が発見さ⑴.吉林省輯安県好太王碑付近(文献七七) 一九五六年夏、好

秦・漢代の半両銭を少量混じえている。五銖銭の六〇%以上が剪輪枚を数える。主な貨幣は五銖銭で、大泉五十・貨泉などの王莽銭、を掘削中、大量の貨幣が発見された。総重量約二五〇㎏、計約九万億、山西省侯馬市西張寨村(文献八三) 一九五八年九月、土地

五銖であり、後漢末に埋蔵されたと考えられる。

三国~南北朝の穴倉出土例 この年代の穴倉からの出土例は次の八銖半両と文帝五(前一七五)年の四銖半両が少数ある。また、(1): 湖北省長陽県賀家坪(文献九五) 一九七六年一月、整地工事中、穴の中から鉄製鼎と銅製洗に入った貨幣が発見された。王莽事中、穴の中から鉄製鼎と銅製洗に入った貨幣が発見された。王莽上とおりである。

銭は大泉五十と貨泉であり、前漢の半両・五銖、後漢五銖、三国時つかり、総重量四九九㎏、約三三万枚以上の貨幣が出土した。王莽の深さから、長さ一・五m、幅〇・五m、高さ〇・四mの穴倉が見②.浙江省紹興県銭清(文献四六) 一九七八年三月、地下一m

代の直百五銖・大平百銭・定平一百を混じえている。

含み、最も新しい貨幣は東晋の五銖である。漢の八銖半両で、三国時代の直百五銖、定平一百、大平百銭などをあり、前・後漢の五銖銭に次いで出土数が多い。最も古い貨幣は前ら総重量約一五㎏の貨幣が発見された。王莽銭は大泉五十と貨泉が3. 広西省荔浦県興坪(文献一〇七) 一九八一年三月、穴倉か

字小銭一四五枚、「五」字銭一枚があり、 である。 輪五銖銭二八一枚、 かった。残欠の少量を除き一七〇三枚あり、王莽錢は貨泉四枚のみ 数量は全体の一・五%である。前・後漢の五銖銭が全体の九○%以 四〇㎏余りで、王莽銭には大泉五十・貨泉・布泉の三種があって、 の陶製の壺が発掘され、その中から総重量一〇㎏余りの貨幣が見つ 東晋中期(四世紀後半)以後、 百・大平百銭など三国貨幣と東晋の貨幣が少量混じる。埋蔵年代は 上を占め、前漢の半両銭が一・二%、直百五銖・大泉当千・定平一 ○㎝のところから陶製の甕に入った貨幣が発見された。総重量は 四川省威远県黄荆沟(文献一〇四) 江蘇省丹徒県高資 (文献四三) 前漢武帝期の半両銭一枚、前漢五銖銭三二五枚、 蜀漢五銖銭四〇〇枚、 南朝宋初期を越えないと考えられる。 一九七三年一〇月、地下五 三国~六朝の埋蔵年代が 直百五銖銭四三五枚、 一九七八年一月、一個 後漢の剪

考えられよう。

唐代の穴倉出土例 大量の金・銀・ガラス器と豪華な文物が出土 一刀直五千が一枚、貨泉が一枚となっている。 田土した貨幣は、春秋・戦国、漢、南朝陳、唐代の中国貨幣のほか、 日本の和同開珎〈銀銭〉五枚、東ローマ帝国ヘラクリウス一世金貨、 田土した貨幣は、春秋・戦国、漢、南朝陳、唐代の中国貨幣のほか、 出土した貨幣は、寮秋・戦国、漢、南朝陳、唐代の中国貨幣のほか、 出土した貨幣は、寮秋・戦国、漢、南朝陳、唐代の中国貨幣のほか、 出土した貨幣は、寮秋・戦国、漢、南朝陳、唐代の中国貨幣のほか、

明代一例についてみてみよう。 宋、**金~明代の穴倉出土例** 北宋代一例、南宋代四例、金代四例

数と種類が圧倒的に多いのが北宋の貨幣である。 出土後漢五銖を含む、唐、五代、北宋、南宋、金代の貨幣である。出土た一個の甕が出土した。出土した貨幣は、前漢半両・五銖、貨泉、路工事中、地下六〇㎝のところから、総重量三五〇㎏の貨幣が入っ路工事中、地下六〇㎝のところから、総重量三五〇㎏の貨幣が入っ

された。前漢五銖、貨泉を含み、隋五銖、唐の開元通宝、五代・北高さ三五㎝の円形穴倉の中から、総重量一一〇㎏余の貨幣が掘り出(3). 山東省日照県涛雒(文献五四) 一九八三年五月、径四〇㎝、

(一一二七~一一三〇年)で、南宋代に埋蔵されたと考えられる。宋・南宋の貨幣三三種がある。最も新しい貨幣は、南宋の建炎通宝

- 含み、 蔵されたと考えられる。 の貨幣三二種がある。北宋・南宋の貨幣が多数を占め、 の壺が発掘された。前漢五銖、布泉を含み、唐、五代、北宋・南宋 の穴の中から、総重量二七㎏、計約九〇〇〇枚の貨幣が入った陶製 年代は南宋の嘉定年間(一二〇八~二二二四年)と推定されている。 る。王莽銭は大泉五十・契刀五百・貨泉・布泉が認められる。 漢半両、 た。貨幣は総重量四〇〇kg、 地下一・二mの穴の中から、貨幣が入った二個の瓦質甕が発見され 山東省福山県八角(文献一〇二) 一九七七年八月、地下五五四 隋・唐・五代、北宋・南宋、遼・金代までの貨幣六三種があ 山西省孝叉県上柵村(文献七四) 一九七七年一二月中旬、 前漢五銖、王莽銭、 後漢五銖および三国~南北朝のものを 計一一五五〇〇枚である。秦半両、 南宋代に埋 埋蔵 前
- 入った六耳鉄鍋が発掘された。出土した貨幣のうち、整理された一自治乡大邦村で、地下五〇㎝のところから、総重量六五㎏の貨幣が(7)。吉林省永吉県島拉街(文献七二) 一九八四年一〇月、満族

一一六〇年)、女真族によって私蔵されたものと考えられる。枚、金の貨幣七枚の内訳となっている。金の海陵王時代(一一四九五代十国の貨幣二六枚、北宋の貨幣二三六六枚、南宋の貨幣二五七五㎏、二四八〇枚では、五銖銭四枚、貨泉一枚、唐の貨幣七六枚、五線、二四八〇枚では、五銖銭四枚、貨泉一枚、唐の貨幣七六枚、五線

事中、長方形の木箱に入った総重量一○○㎏余の貨幣が発掘された。

(8) 吉林省桦甸県木其河(文献一〇八) 一九八二年春、整地工

北宋の貨幣が九〇%と最も多く、前漢五銖二枚、貨泉二枚、

. 隋五銖

- 埋蔵年代は明代初期(一四世紀後半)と考えられる。南宋代一九種、元代三種がある。最も新しいものが明の洪武通宝で、五銖、貨泉が各一枚あり、唐代三種、五代十国三種、北宋代三三種、は約五〇㎏であり、識別可能なもの六三種ある。漢代の貨幣に半両、のところから、貨幣が入った三個の甕が発見された。貨幣の総重量のところから、貨幣が入った三個の甕が発見された。貨幣の総重量のところから、貨幣が入った三個の甕が発見される。

埋蔵年代は大定二九(一一八九)年前後と考えられる。

その他の遺構出土例

古城址 一九五五年四月一一日~六月三〇日に発掘調査された河

六)では、前漢半両、前漢五銖とともに大泉五十が出土しており、が考えられる。さらに、内蒙古自治区准格尓旗の广衍城址(文献九は、大泉五十・大布黄千・小泉直一が出土しており、後漢代の年代は、大泉五十・大布黄千・小泉直一が出土しており、後漢代の年代の遺構から、大泉五十・貨泉・貨布などの王莽銭が出土し、遺構南省洛陽市漢河南県城東区(文献四)では、地下室、粮倉、土坑な

期の年代と考えられる。五年・貨泉が出土している。刀銭、半両、五銖を伴い、新~後漢初、五千・貨泉が出土している。刀銭、半両、五銖を伴い、新~後漢初、家村(文献六)の三軒の住居址から、大泉五十・大布黄千・一刀直

新〜後漢初期の年代が考えられる。

より、出土した王莽銭の実年代を知る上で貴重である。おり、出土した王莽銭の実年代を知る上で貴重である。おら、大泉五十が二五枚、小泉直一が二○枚、大布黄千が九枚、貨泉一五枚、計六九枚の王莽銭が出土している。遺跡は王莽銭の鋳造泉一五枚、計六九枚の王莽銭が出土している。遺跡は王莽銭の鋳造泉一五枚、計六九枚の王莽銭が出土している。遺跡は王莽銭の鋳造泉一五枚、計六九枚の王莽銭が出土している。遺跡は王莽銭の鋳造り、大泉五十が二五枚、小泉直一の銭范が見つかり、

貨幣は二九七・五㎏、八〇七〇六枚である。大泉五十が一枚、貨泉三)。引き上げられた貨幣の総重量は四〇三・二㎏で、識別可能な明代沈没船の残骸とともに多量の貨幣が引き上げられた(文献九海底沈没船 一九七四年四月下旬、海南省西沙群島の海底から、

船が難破し、沈没したものと考えられる。一枚、後漢五銖三枚を混じえた唐~明代の貨幣である。明代の貿易

小結

ようになろう。 以上みてきた王莽銭の出土例とその年代についてまとめると次の

加するが、出土数は少数である。 し、出土数も一~二枚程度である。 も減少する。唐代以降においては、 ものの、大泉五十と貨泉が中心で、 三国~南北朝期の王莽銭は、墳墓・穴倉からの出土例が少なくない は大泉五十と貨泉の二種が中心で、他の王莽銭は極端に減少する。 す。これは穴倉からの出土貨幣においても指摘でき、王莽銭の種類 中期から後期にかけては減少し、後漢末期に再び増加する傾向を示 る。後漢代においては、ひき続き墳墓への副葬が行われるものの、 千などの刀貨、大布黄千・壮布七百・貨布などの布貨が出土してい 直一・布泉などの銭貨(円形方孔銭)のほか、契刀五百・一刀直五 にあっては、出土する王莽銭の種類も多く、大泉五十・貨泉・小泉 穴倉、住居址、鋳銭址などの遺構より出土している。新~後漢初期 王莽銭の出土する年代では、鋳造・発行直後から認められ、 時代が下降するに従って出土数 墳墓からの出土例はさらに減少 穴倉出土例は宋・金代にやや増 墳墓、

幣経済史に関わる問題である一方、これらが日本の遺跡からも出土は、半両銭・五銖銭など他の漢代貨幣についても同様で、中国の貨三国〜南北朝、唐、五代、宋、金〜明代まで認められる。この現象このように、中国から出土する王莽銭は新・後漢代を中心として、

貨志に記されている尺度と重量を中心として次にみよう。 な意味から、各年代における中国出土王莽銭の実体を、『漢書』食 るに当っては、これら貨幣の細かい分析が必要であろう。このよう しているのであって、貨幣をめぐる日本と中国との交渉史を考察す

表 3. 中国王莽銭出土遺跡地名表関係文献

- 中国科学院考古研究所 洛陽焼溝漢墓 一九五九年
- 三年一二月 安志敏 河北省唐山市賈各荘發掘報告 考古学報第6冊 一九五
- 兪偉超 西安白鹿原墓發掘報告 考古学報一九五六—三
- 五六—四 黄展岳 一九五五年春洛陽汉南县城东区發掘報告 考古学報一九
- 5 九五七一一 廣州市文物管理委員會 廣州市龍生岡43號東漢木槨墓 考古学報
- 東北博物館 遼陽三道壕西漢村落遺址 考古学報一九五七—一
- 七一四 李正光・彭青野 長沙沙湖橋一帶古墓發掘報告 考古学報一九五
- 8 九五七—四 羅宗真 江蘇宜興晉墓發掘報告—兼論出土的青瓷器— 考古学報
- 九五八一一 浙江省文物管理委員会 黄岩秀嶺水庫古墓發掘報告 考古学報
- 貴州省博物館 貴州清鎭平壩漢墓發掘報告 考古学報一九五九
- 11 河南省文化局文物工作隊 考古学報一九五九—二 一九五五年洛陽澗西區小型漢墓發掘報
- 古学報一九五九一二 河南省文化局文物工作隊 河南新安鐵門鎭西漢墓葬發掘報告 考
- 13 湖南省博物館 长沙两晉南朝隋墓發掘報告 考古学報一九五九—

- 14 黄河水庫考古工作队 河南陕县刘家渠汉墓 考古学報一九六五—
- 15 甘肃省博物馆 武威雷台汉墓 考古学報一九七四—二
- 湖北省博物馆 宜昌前坪战国两汉墓 考古学報一九七六—二

16

- 广西壮族自治区文物工作队 平东银山岭汉墓 考古学報一九七八
- 南阳地区文物队・南阳博物馆 唐河汉郁平大尹冯君孺人画象石墓
- 19 18 贵州省博物馆考古组・威宁县文化局 考古学報一九八〇—1 威宁中水汉墓 考古学報
- 九八一一二
- 20 九八一一四 湖南省博物馆・益阳县文化馆 湖南益阳战国两汉墓 考古学報
- 22 21 山东省文物考古研究所 湖南省博物馆 湖南资兴晋南朝墓 考古学報一九八四—三 临淄北朝崔氏墓 考古学報一九八四—二
- 试掘 考古学報一九八五—三 中国社会科学院考古研究所栎阳发掘队 秦汉栎阳城遗址的勘探和
- 24 胥浦六朝墓发掘队 扬州胥浦六朝墓 考古学報一九八八—二
- 一九五七—— 安徽省博物馆清理小组 安徽合肥东郊古磚墓凊理简报 考古通訊
- 27 26 雒忠如 任錫光 四川簡陽洛帶鄉西漢、 西安十里鋪東漢墓凊理简报 考古通訊一九五七—四 東漢墓清理 考古通訊一九五七—
- 29 28 李正光 湖南長沙硯瓦池古墓的清理 唐山市陡河水庫漠、唐、 考古通訊一九五七—五
- 30 葛治功 河北省文物管理委員會 考古通訊一九五八—三 南京西善橋东晉泰和四年墓凊理簡報 考古通訊一九五八 金、元、明墓發
- 31 南京博物院 南京中山门外苜蓿園东晉墓凊理简报 考古通訊一九

五八一四

32 通訊一九五八—六 浙江省文物管理委員會 浙江安吉三官鄉的一座六朝初期墓 考古

33 九五八一七 陝西省文物管理委員会 西安环城马路汉墓清理简报 考古通訊

35 湖南省博物馆 贵州省博物馆 贵州安顺宁谷发現东汉墓 考古一九七二—二 湖南长沙市郊五代墓清理简报 考古一九六六—三

37 36 敦煌文物研究所考古组 敦煌晋墓 考古一九七四—三 巩县文化馆 河南巩县叶岭村发现一座西汉墓 考古一九七四—二

39 38 江西省博物馆 江西南昌晉墓 考古一九七四一六 毫县博物馆 毫县凤凰台一号汉墓清理简报 考古一九七四—三

41 40 一九七五—三 宝鸡市博物馆・千阳县文化馆 洛阳博物馆 洛阳澗西七里河东汉墓发掘简报 考古一九七五—二 陝西省千阳县汉墓发掘简报 考古

42 镇江市博物馆 江苏丹徒东晉窖藏铜钱 考古一九七八—二 杨焕成 鲁山县发现一批古钱 考古一九七六—四

45 44 43 绍兴县文物管理委员会 湖南省博物馆 南京博物院 江苏盱眙东阳汉墓 考古一九七九—五 长沙金塘坡东汉墓发掘简报 考古一九七九—五 浙江绍兴县出土一批窖藏古钱 考古一九

江西省历史博物馆 江西南昌市东吴高荣墓的发掘 考古一九八〇

七九一六

<u>__</u> 扬州博物馆 扬州博物馆 扬州东风砖瓦厂汉代木椁墓群 考古一九八〇—五 扬州东风砖瓦厂八、 九号汉墓清理简报 《考古一九八

50 礼州遗址联合考古发掘队 四川西昌礼州发现的汉墓 考古一九八

〇一五 咸阳市文管会・咸阳市博物馆 熊国尧 甘肃徽县出土一批窖藏铜钱 咸阳市空心砖汉墓清理简报 考古一九八二—二 考古

一九八二一三

54 53 鄂城县博物馆 山东日照县发现窖藏铜钱 湖北鄂城四座吴墓发掘报告 考古一九八二—三 考古一九八五—三

55 湖南新宁县出土汉代窖藏铜钱 考古一九八四—一二

57 56 湘西土家族苗族自治州 博物馆 湘西吉首发现窖藏铜钱 考古一九 柳州市博物馆 柳州市郊东汉墓 考古一九八五—九

八六―一 滦南县文物保管所 河北滦南县发现汉代窖藏铜钱 考古一九八六

58

59 天水县文化馆 甘肃天水县出土汉代铜灶、铜井 考古一九八六—

60 安徽省文物考古研究所 安徽马鞍山市佳山东吴墓清理简报 考古

一九八六一五 杨深富・李玉华 山东日照石臼港出土一批古代货币 考古一九八

62 六—七 张洪印 河北易县发现新莽货泉 考古一九八六—七

昭通地区文物管理所 郭宝通・黄敏强 广东清远出土汉代容藏铜钱 考古一九八六―八 云南昭通市鸡窝院子汉墓 考古一九八六-

65 <u>-</u> 扬州博物馆 扬州市郊发现两座新莽时期墓 考古一九八六———

衡阳市博物馆 湖南 衡阳茶山坳东汉至南朝墓的发掘 考古一九八

66 六—二二

68 陈本颖 福建尤溪县发现一批窖藏钱币 考古一九八七—二 唐郑 湖南衡阳出土两批窖藏钱币 考古一九八七—二

69 祁阳县浯溪文物管理所 湖南祁阳县出土汉代窖藏钱币 考古一九

息县文化馆・石建国・张泽松 息县发现宋代窖藏钱币 考古一九

71 徐信印・丁义前 陝西安康发现古代窖藏钱币 考古一九八七—一

;	_	91	家	90	_	89	辟	88	ı	87	86	85	84	83	82	-1 1.	81		80	79	78	77	76	75	1	74	73	72
		91 甘肃省博物馆 武威磨咀子三座汉墓发掘简报 文物一九七二—一	家村发现唐代窖藏文物《文物一九七二—一	90 陜西省博物馆・文物管理委員会革命委員会写作小组 西安南郊何	_	89 陜西考古所涇水队 邠县雅店村清理一座东汉墓 文物一九六一—	壁画 文物一九六〇一八・九	88 南京博物院・南京市文物管理委員会 南京西善桥南朝墓及其磚刻	一五	87 河南省文化局文物工作队 河南滎阳河王水库汉墓 文物一九六〇	86 湖南省博物馆 长沙五里牌古墓葬清理简报 文物一九六〇—三	85 李奉山 太原金胜村9号漢墓 文物一九五九—一〇	84 李灰发 辽阳上王家村晉代壁画墓清理简报 文物一九五九七	83 暢文斋 侯馬发现一批汉代货币 文物一九五九—一	82 賈峨 榮阳汉墓出土的彩繪陶楼 文物一九五八—一〇	九五八—七	81 陜西省文物管理委員会 长安县三里村东汉墓葬发掘简报 文物一	文物一九五八—四	80 广州市文物管理委員会 广州东山象栏岡第2号木槨墓清理简报	79 石谷風・馬人权 合肥西郊南唐墓清理簡報 文物一九五八―三	78 南京博物院 昌梨水庫汉墓羣發掘简报 文物一九五七—一二	77 李蓮 輯安発现古钱 文物一九五七—八	76 王步艺 蕪湖赭山古墓清理简报 文物一九五六—一二	75 严康福 浙江桐庐发现窖藏钱币 考古一九八八—五	—四	74 孝义县博物馆 山西孝义县上栅村出土一批古钱币 考古一九八八	73 何志国 四川绵阳河边东汉崖墓 考古一九八八—三	72 尹郁山 吉林·永吉县出土窖藏铜币 考古一九八八—二
	108		107	106		105		104		103		102		101	100		aa	0.8		97		96		05	0.4		03	

文物一九七四—五

广东省博物馆 广东省西沙群岛文物调查简报 文物一九七四—一

长阳县人民文化馆・张典维 河南省博物馆 灵宝张湾汉墓 文物一九七五—一一 湖北长阳县发现一批窖藏古钱 文物

一九七七一三

内豪古古语文历史研究所·崔瑢 秦汉广衍故城及其附近的墓葬

昭鸟这盟文物工作站·宁城县文化馆 辽城县黑城古城王莽钱范作 文物一九七七—五

坊遗址的发现《文物一九七七—一二

安徽省毫县博物馆 毫县曹操宗族墓葬 文物一九七八—八

100 宁夏回族自治区博物馆 银川附近的汉墓和唐墓 文物一九七八— 常州市博物馆 常州南郊戚家村画像砖墓 文物一九七九—三

山东省福山县文化馆图博组 山东福山县发现一批窖藏铜钱 文物

徐州博物馆 徐州发现东汉建初二年五十冻铜剑 文物一九七九—

一九八〇一四

四川省博物馆・莫洪贵 洛阳博物馆 洛阳东汉光和二年王当墓发掘简报 四川威远出土大量 "直百五铢" 钱 文物一九八〇— 文物

三台县文化馆 九八一一二二 四川三台县东汉岩墓内发现新莽铜钱 文物一九八

郭清华 陝西勉县金寨新朝墓葬 文物一九八四—四

钱 文物一九八四——一 广西壮族自治区博物馆・于凤芝 广西荔浦县发现汉— 晋容藏古铜

吉林市博物馆・张立明

吉林桦甸出土金代窖藏铜钱

文物一九八

92

四川省博物馆・ 盐亭县文化馆

四川盐亭东汉崖墓出土文物简记

- 10 谷潜 吉林九台卡伦金代窖藏铜钱 文物一九八五——一
- 发掘简报 文物一九八六—三 安徽省文物考古研究所・马鞍山市文化局 安徽马鞍山东吴朱然墓
- 14 临汾地区文化局・曲沃县文化馆 晋南曲沃苏村汉墓 文物一九八13 扬州博物馆 扬州平山养殖场汉墓清理简报 文物一九八七—一
- 中国科学院考古研究所洛阳发掘队 洛阳西郊汉墓发掘报告 考古九八八—九南京市博物馆・周裕兴・顾苏宁 南京江宁晋墓出土瓷器 文物一
- 1、沈阳市新城子区文化馆《沈阳市新城子区出土两批铜钱考古一九八学報一九六三—二

五、中国出土王莽銭の尺度と重量

三一一

にわかる貨幣について検討してみよう。

『漢書』食貨志に記されている貨幣は、大泉五十、契刀五百、一の、実際に遺跡から出土している貨幣は、大泉五十、契刀五百、一の、実際に遺跡から出土している貨幣は、大泉五十、契刀五百、一の、実際に遺跡から出土している貨幣は、大泉五十、契刀五百、一

大泉五十

『漢書』食貨志に記されている居摂二 (七) 年初鋳の大泉五十の

と重量が共に記されているのは次の諸例を知り得る。重量が記された例がきわめて少ないのが残念である。管見では銭径なかで出土数の多い銭貨であるが、発掘報告文献に詳細な計測値とに換算した数値は表2に示したとおりである。大泉五十は王莽銭の尺度と重量は、径一寸二分、重さ十二鉄であり、これをメートル法

⑴洛陽市洛陽焼溝漢墓出土例(文献一)

ている。

「一・七四、二・四四、一・八四の大泉五十も同時期に行われるが径二・七四、二・四四、一・八四の大泉五十も同時期に行われ似し、重量も十二銖の許容範囲である。なお、その重量は不明であ重さ八・三g前後である。寸法では始建国元年大尺の一寸二分に近王莽代に属する墓から出土した大泉五十の大部分は、径二・九四、

(2)洛陽市洛陽西郊漢墓出土例 (文献一一六)

するものが全体の二二%、径二・六㎝、重さ三・六gのものが四三%重さ〇・四~一一・四gの間にあり、『漢書』食貨志の規定に合致計一六三五枚の大泉五十が出土しているが、径一・四~二・八㎝、

(3)山東省日照県石臼港出土例 (文献六一)

を占めている。

もあり、同時期の私鋳銭を含むものと考えられる。六㎝、重さ三・○gのものがある。銭文が裏返しになっているものえられるが、最大径二・九㎝、重さ一○・三gのものと、最小径二・大泉五十のみ一三七五枚が一括出土し、王莽代に埋蔵されたと考

④河南省陜県刘家渠漢墓出土例(文献一四)

新~後漢初期に属し、径二・八㎝、重さ七・五gのものから、径

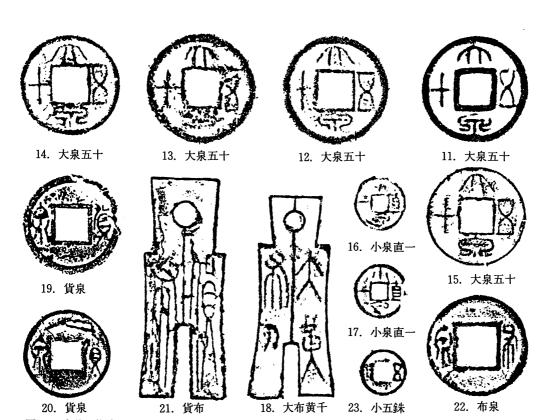


図 1 -致する) 番号は表1と (実大

天鳳元 (一四) 年初鋳の貨泉は、 径一寸、 重さ五銖と定められて

食貨志の規定に合致するものの、後者は私鋳銭であろう。 重さ二・一gのものまである。前者の寸法と重量は 「漢

(5)河北省滦南県宋道口出土例(文献五八)

一gを測る。重量がやや不足するが、『漢書』の規定にほぼ合致 後漢末に埋蔵されたと考えられるもので、径二・八㎝、重さ七

(6)湖南省祁陽県出土例(文献六九)

るものである。

いずれも後漢代に私鋳された可能性が強い。 三・七gのものと、最小径二・四㎝、重さ二・一gのものがある。 後漢末に埋蔵されたと考えられるもので、最大径二・七㎝、重さ

(7)湖南省資興県晋墓出土例(文献二二)

四一二号墓から一枚出土したもので、径二・七㎝、 重さ四・七9

るが、銭径のみを知りうるものについては、最小一・八㎝、最大三・ を測る。重量が約半分しかなく、私鋳銭であろう。 と一致するものである。 れたことが推測されるのであり、このことは『漢書』食貨志の記載 のことから大泉五十は、その発行開始直後から、すでに私鋳が行わ などというように、大きなバラツキが認められるのである。これら 二・六㎝、二・六五㎝、二・七㎝、二・七五㎝、二・八㎝、二・九㎝ ○㎝として、二・二㎝、二・三㎝、二・三五㎝、二・四㎝、二・五㎝ このように、大泉五十の銭径と重量が知られるのは数例なのであ

となる。寸法と重量がわかる出土例をみてみよう。 は天鳳元年尺で二・三四七㎝、重さは三・一五~三・二五gの範囲 おり、この換算値は表2に示したとおりである。すなわち、その径

(1)洛陽市洛陽焼溝漢墓出土例 (文献二)

が出土している。 法は前者とほとんど差はないものである。この貨泉は後漢初期の墓 から出土している。さらに、後漢晩期の墓からは、少数の私鋳貨泉 た、径二・○㎝、重さ一・八gのものが少数あるが、銅質と鋳造技 法と重量が『漢書』の記載とほぼ一致し、官鋳品と考えられる。 さ三gのもので、銅質は大泉五十と同様にきわめて良好である。 王莽代に属する墓から出土した貨泉の大部分は、径二・三㎝、 ま 寸 重

(2)洛陽市洛陽西郊漢墓出土例(文献一一六)

漢後期~晩期の私鋳銭と考えられよう。 おり、二・一二gは三・一二gのミスプリントであろう。また、径 志の規定にほぼ合致するとしている。しかしながら重量が不足して さ○・二~九・五gの間にある。このうち径二・三㎝、重さ二・一 いるが、貨泉の出土は五・六期の墓から八一%が出土しており、後 二・○㎝以内で重さが一・四g未満のものが全体の八七%を占めて 二gのものが全体の一二・三%あり、報告者はこれを『漢書』 食貨 計一八八五枚の貨泉が出土しているが、径〇・九~二・五㎝、重

(3)河南省陝県刘家渠漢墓出土例(文献一四

のものが出土している。前者は径一寸に近似するが、重量はやや不 径二・三㎝、重さ二・五gのものから、径一・九㎝、重さ○・九g

足するものである。後者は径・重量ともに『漢書』食貨志の規定と

は合致していない。

4)河北省滦南県宋道口出土例(文献五八)

のものがあり、重量が不足するものばかりである。 径二・四㎝、重さ二・三gのものから、径二・一㎝、重さ一・

四

三㎝、重さ三gのものは、寸法・重量ともに『漢書』食貨志と合致 後漢代に埋蔵されたもので、二六〇五枚の貨泉のうち、 (5)河北省易県北賈庄村出土例(文献六二)

剪輪貨泉も混じっている。

している。なお、径一・九~二・一㎝、重さ一・七五~一・八gの

径二・三㎝、重さ二・七gのものが八枚出土しており、 (6)湖南省祁陽県出土例(文献六九)

するものの、重量が不足している。

(7四川省威远県黄荆沟出土例(文献一〇四

枚の貨泉は、径二・六㎝、重さ二・六gのもので、重量が不足する 三国時代~六朝期に埋蔵されたと考えられるもので、出土した四

ものである。

8陝西省西安市白鹿原墳墓出土例(文献三)

重さ○・八gの剪輪貨泉が出土している。 漢晩期の墓から、径一・九㎝、重さ一・四gのものが出土しており、 いずれも私鋳銭と考えられる。また、三国時代の墓から、径一・七 後漢中期の墓から、 径一・九㎝、重さ二・三八gのもの一枚、後

- 55 --

径は一致

9)洛陽市漢河南県城東区出土例(文献四

重さは二三銖に近似している。である。この大貨泉の径は、始建国元年中尺では一寸二分に近似し、出土しており、うち一枚が径二・七五㎝、重さ一四・五gの大貨泉が後漢代の地下遺構から、大泉五十を一〇枚共伴して五枚の貨泉が

(1)陝西省西安市十里鋪後漢墓出土例(文献二六)

に相当するものである。一年の大貨泉が出土している。径は一寸二分に近似し、重さは十銖後漢末築造の磚室墓から、径二・八~三・一㎝、最大重量六・二〇『『『~』『~』

川河南省安陽収集貨泉

九㎝~二・四㎝の間でさまざまな数値のバラツキが認められるので合においても、後漢末に私銭されたと考えられる大貨泉を除き、一・以上が貨泉の径と重量を知り得る諸例であるが、径のみをみた場

後漢代においても継続したと考えられる。

ある。大泉五十と同様に、貨泉もまた発行直後から私鋳が行われ、

貨布

例で寸法を知り得るのみである。 天鳳元(一四)年に貨泉とともに初鋳された貨布は、全長二寸五天鳳元(一四)年に貨泉とともに初鋳された貨布は、全長二寸五天鳳元(一四)年に貨泉とともに初鋳された貨布は、全長二寸五天鳳元(一四)年に貨泉とともに初鋳された貨布は、全長二寸五天鳳元(一四)年に貨泉とともに初鋳された貨布は、全長二寸五天鳳元(一四)年に貨泉とともに初鋳された貨布は、全長二寸五天鳳元(一四)年に貨泉とともに初鋳された貨布は、全長二寸五天鳳元(一四)年に貨泉とともに初鋳された貨布は、全長二寸五

洛陽焼溝漢墓中の後漢晩期に属する墓から出土した一枚は、長さるので、可能性を指摘するだけにとどめたい。 本ので、可能性を指摘するだけにとどめたい。 本ので、可能性を指摘するだけにとどめたい。 本ので、可能性を指摘するだけにとどめたい。。 本ので、可能性を指摘するだけにとどめたい。。 本ので、可能性を指摘するだけにとどめたい。。 本ので、可能性を指摘するだけにとどめたい。。 本ので、可能性を指摘するだけにとどめたい。。 本ので、可能性を指摘するだけにとどめたい。。 本ので、可能性を指摘するだけにとどめたい。。 本ので、可能性を指摘するだけにとどめたい。。 本ので、可能性を指摘するだけにとどめたい。。 本語であるので、可能性を指摘するだけにとどめたい。。

大布黄千

用いても『漢書』食貨志の規定に合わないが、その他は合致するも 鋳造開始直後から私鋳が行われたことを示している。 出土した大布黄千には、銭文が裏返しに鋳出されているものがあり、 のである。なお、四川省三台県の後漢初期崖墓(文献一〇五)から 五・一㎝のものと五・二五㎝のものについては、いかなる王莽尺を 献一一〇)の長さ五・二五~五・四五㎝というようになっている。 が長さ五・六㎝、山東省高密県后塔庄の新~後漢初期穴倉出土例(文 五・五㎝、 満たない。このほか、湖北省宜昌漢墓の出土例(文献一六)が長さ 五・一㎝、陝西省臨潼県武屯漢代古城址出土例(文献二三)が長さ 五・三五㎝、重さ一二・一gと報告されており(文献一)、長さの 一寸が二・三㎝で始建国元年小尺に近似するものの、重さは一両に 両と定められている。洛陽焼溝漢墓から出土した一六枚は、 始建国元(九)年に初鋳をみた大布黄千は、長さ二寸四分、 江蘇省揚州市平山の新代の墓からの出土例 (文献六五) 長さ 重さ

小泉直一と布泉

されている陜西省臨潼県漢代古城址出土例が径一・五㎝、陜西省西は始建国元年小尺に近く、重さも規定にほぼ合致する。寸法が報告小尺で一・三五㎝、中尺で一・三八㎝であり、天鳳元年尺では一・小尺で一・三五㎝、中尺で一・三八㎝であり、天鳳元年尺では一・が一銖とされている。径の六分は、始建国元年大尺で一・五○㎝、始建国元(九)年に初鋳された小泉直一の規定は、径六分、重さ

であり、いずれも『漢書』食貨志の規定に合致している。安市环城馬路の七号漢墓から出土した一七三枚が径一・四㎝のもの

実であろう。

東であろう。

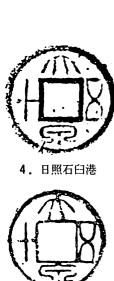
本泉は『漢書』食貨志には記されていない貨幣であるが、管見であるう。

王莽銭の銭范と尺度

おりである。についてみてみたい。管見の王莽銭銭范出土例とその概要は次のとについてみてみたい。管見の王莽銭銭范出土例とその概要は次のとなく、今後の報告に期待するほかないのであるが、次に銭范と尺度と重量がわかる例は非常に少このように、中国出土王莽銭の尺度と重量がわかる例は非常に少

(1)陝西省西安市三橋鎭出土の大泉五十銭范(3)

鋳造時期と考えられる。芸養の銭范出土地点は、三橋鎭の北方二・五㎞の漢代章城の門口に当る。一九四五年以前、大きな土坑から千個以上の陶製銭范がある。この中で、銘をもつのは「始建国」の三字を刻むわずか一個のみである。この中で、銘をもつのは「始建国」の三字を刻むわずか一個のみである。この中で、銘をもつのは「始建国」の三字を刻むわずか一個のみである。この中で、銘をもつのは「始建国」の三字を刻むわずか一個のみである。









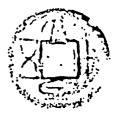
3. 洛陽焼溝漢墓

2. 洛陽焼溝漢墓

1. 洛陽焼溝漢墓







8. 西昌礼州漢墓

7. 千陽県漢墓

6. 叶岭村漢墓

5. 日照石臼港









12. 鸡窩院子漢墓

11. 鸡窝院子漢墓

10. 寧城県鋳銭址

9. 勉県新墓









16. 洛陽焼溝漢墓

15. 揚州新墓

14. 揚州新墓

13. 千陽県漢墓











21. 揚州東風漢墓

20. 寧城県鋳銭址 19. 洛陽焼溝漢墓

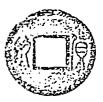
18. 洛陽焼溝漢墓 17. 寧城県鋳銭址











26. 洛陽焼溝漢墓 25. 吉林省輯安 図2. 中国出土大泉五十 (1~16)、小泉直一 (17)、貨泉 (18~25)、布泉 (26)、拓影(実大)

24. 天水県穴倉

23. 胥浦六朝墓

22. 胥浦六朝墓

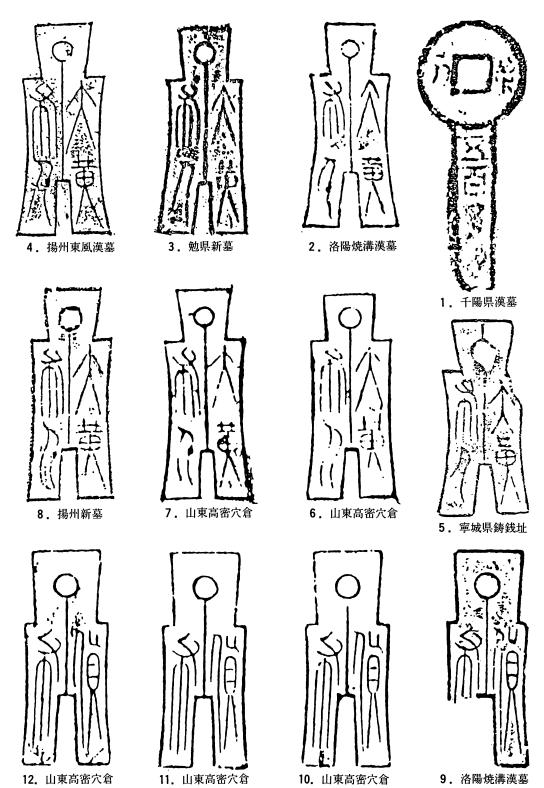


図3. 中国出土契刀五百 (1)、大布黄千 $(2 \sim 8)$ 、貨布 $(9 \sim 12)$ 拓影 (実大)

②陜西省興平県豆馬郷出土の大泉五十銭范(3)

発見された。長さ三九・八㎝、幅二一・五㎝、厚さ一・五㎝を測り、 范面には六行の銭模があり、一行九枚、計五四枚となっている。 一九五八年一月、土壕内の土取中、大泉五十の完全な鉄製銭范が

(3)陜西省西安市郭家村出土の大泉五十銭范(ミゥ)

から西へ四〇〇m距てた地点から、各種青銅器の鋳型を焼造した磚 配置され、ずれないための凸起と凹みが二ヶ所にみられる。 計四六個の完形品が出土している。范面の銭模は四個ずつ正方形に 積みの窯跡が発見された。この中に大泉五十の銭范があり、二三組: 九五八年四月、郭家村西北約二〇〇m、漢代長安城玉女門遺址

(4)河南省邓県城内出土の大泉五十銭范(8)

孔がある。大泉五十の銭模は、范面の四ヶ所にあり、正方形に配置 が発見された。銭范は大泉五十の一種類だけで、数量は比較的多い ことから、この遺跡は大泉五十の鋳造所址と考えられる。 されている。木炭の屑と大泉五十の銅銭が熔着しているものがある を呈し、辺長約九・一㎝、厚さ約一㎝で、中央に孔径〇・三㎝の円 ものの、完形品はきわめて少ない。銭范の形状は方形に近い平板状 九六三年春、城内の西寄りのところを掘窄中、大泉五十の銭范

(5)四川省西昌県石嘉出土の貨泉銭范(37)

うち三個が完形品で、平面が長胴の三味線胴形を呈し、長さ一○・ 銭范は黄銅製の大きさが同じもので、母范となるものである。この が発見され、貨泉の銭范が五個、銅製槌一 九七六年二月二五日、農道工事中、青銅器が入った一基の穴倉 個、 銅鋌四個が出土した。

を測り、径一寸二分と一致する。鉄製のものは子范であり、長さ四

七 cm 、 字を左側に陽刻している。銭径二・一㎝、周郭幅○・一㎝、穿孔径 から、私鋳銭用のセットと思われる。 度と考えられる。穴倉から出土したことや、 〇・七㎝を測り、表側に孔郭はなく、 高さ○・五㎝の周郭がめぐり、背面は平坦である。貨泉の銭模は、 る。冷却時の収縮の度合いを考えると、鋳造後の銭径は二・○㎝程 一列四枚が二列に配され、銭文は細字の篆体で「貨」字を右側、「泉 幅七・三㎝、厚さ一㎝を測る。范面の縁部は、幅〇・三㎝ 裏側に幅○・一㎝の孔郭があ 銅槌と銅鋌の共伴関係

(6)陜西省西安附近発見の王莽銭銭范(28)

二・二㎝、周郭の幅○・二㎝を測る。銭径は一寸二分よりはるかに 四個の銭模が各二個ずつ面と背を対称にして陽刻されている。銭径 る。銭径は三・○㎝、収縮率を勘案すると径一寸二分となろう。他の を通す槽がある。両側に各六枚の銭模を配し、計一二枚を鋳造でき 部の長さ四・九㎝、幅五㎝の平面羽子板状を呈し、范面中央部に湯 点は子范であり、全長二五㎝、幅八・五㎝、厚さ一~一・三㎝、首 収集した王莽銭の銭范に、次のようなものがある。大泉五十の銭范 は四点で、銅製二点、鉄製一点、粘土製一点がある。銅製のうち一 一点は母范であり、一辺七・七㎝、厚さ一㎝の平面隅丸方形を呈す。 一九四五年以降、陜西省博物館と咸陽市博物館が、西安付近から

銭面を陽刻している。銭径は二・八㎝、肉厚○・二㎝、周郭○・二㎝ すが完形品ではない。范面に一五個の銭模が残り、全て大泉五十の 不足するものである。粘土製のものも母范であり、平面長方形を呈 **—** 60 **—**

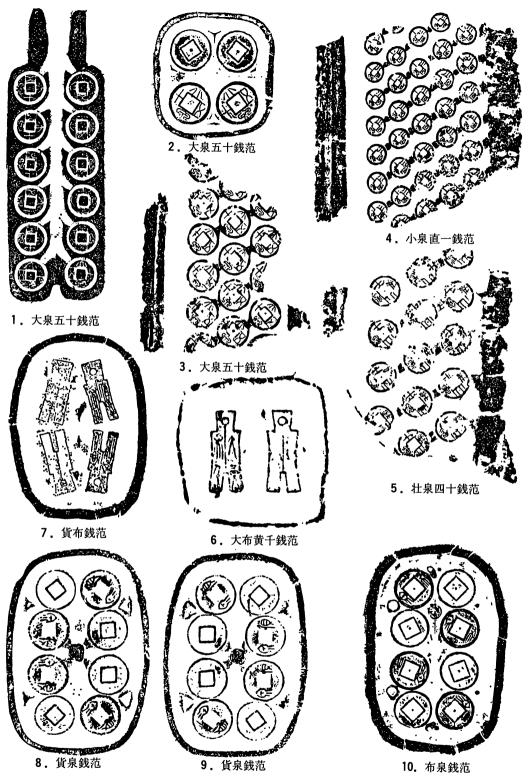


図4. 中国出土王莽銭銭范拓影 (縮尺不同、 $1 \sim 7 \cdot 10$:註24文献、 $8 \sim 9$:註23文献)

ものである。
・八㎝で、径一寸二分には大きく不足する一が鋳造できる。銭径一・八㎝で、径一寸二分には大きく不足する槽を中心とした両側に、三列九枚が陰刻され、合計五四枚の大泉五〇㎝、幅二三㎝、厚さ一㎝の平面しゃもじ形を呈す。銭模は中央の

ある。 五・三四を測り、 を呈し、范面には表裏各一枚の銭模が対称に鋳出されている。長さ は銅製の母范である。一辺八・二㎝、厚さ一・六㎝の平面隅丸方形 国元年中尺の二寸二分に一致する。中布六百の銭范も粘土製の母范 が完存し、一枚が残存している。長さ五・○㎝を測り、これも始建 るものである。弟布八百の銭范も粘土製の母范であり、銭模は三枚 半欠状態で残存している。径六分に一致する数値である。壮泉四十 の王莽尺で測っても二寸とはならない長さである。大布黄千の銭范 している。銭径は二・三㎝を測り、始建国元年中尺の一寸に一致す の銭范も粘土製の母范であり、銭模は一四枚が完存し、三枚が半欠 布黄千、貨布、貨泉の銭范が各一点ずつある。小泉直一の銭范は粘 銭范である。范面には銭径一・三㎝の銭模が三五枚完存し、四枚が 土製の母范であり、完存品ではないが、平面長方形を呈す平板状の 大泉五十のほか、小泉直一、壮泉四十、弟布八百、中布六百、 銭模四枚が完存し、三枚が残存する。長さ四・○㎝で、いずれ 始建国元年小尺の二寸四分よりやや短かい数値で 大

四枚の銭模が交互二列に陽刻されている。銭径は二・四㎝を測り、一㎝、厚さ〇・九㎝の平面長胴三味線胴形を呈し、范面には表裏各貨泉の銭范も銅製の母范である。長さ一一・六㎝、最大幅七・

実例と合致するものである。 実例と合致するものである。 長さ一五㎝、最大幅八・二㎝、厚さ一・二㎝の平面長胴三味線胴形を呈す で、最大幅八・二㎝、厚さ一・二㎝の平面長胴三味線胴形を呈す であり、長さ一元四の平面長胴三味線胴形を呈す。范面の銭模は、表裏各二枚が相四㎝の平面長胴三味線胴形を呈す。范面の銭模は、表裏各二枚が相四㎝の平面長胴三味線胴形を呈す。だ面の銭模は、表裏各二枚が相四㎝の平面長胴三味線胴形を呈す。だ面の銭模は、表裏各二枚が相四㎝の平面長胴三味線胴形を呈す。だ面の銭模は、表裏各二枚が相四㎝の平面長胴三味線胴形を呈す。だ面の銭模は、表裏各二枚が相四㎝の平面長胴三味線胴形を呈す。だ面の銭模は、表裏各二枚が相四㎝の平面長胴三味線胴形を呈す。だ面の銭模は、表裏各二枚が相の電の平面長側三味線胴形を呈す。近面の銭模は、表裏各二枚が相回の平面長間で出土した布泉の銭径は二・七㎝で、収縮率を勘案すれば、これまで出土した布泉の銭径は二・七㎝で、収縮率を勘案すれば、これまで出土した布泉の場である。

(7)河南省収集の大泉五十銭范(3)

対称に陽刻している。これらの銭范は、新代に属すると思われる。〇・六四の四隅を面取りした形のもので、銭模は表裏各二枚をと測る。もう一件の大泉五十の銭径三・三四、周郭の幅〇・二四を測るを測る。もう一組は、長さ八・二四、幅七・七四、厚さ〇・五四の平面略方形に近い銭范である。銭径三・三四、周郭の幅〇・二四を測ると割る。もう一組は、長さ八・二四、幅七・七四、厚さ〇・五四を測る。もう一件の大泉五十の銭径三・三四、周郭の幅〇・二四を測ると測る。もう一件の大泉五十の銭径三・九四、周郭幅〇・三四を測る。もう一件の大泉五十の銭径三・九四、周郭幅〇・三四を測る。とう一件の大泉五十の銭径三・九四、周郭幅〇・三四を測ると思われる。

小結

てきたが、いずれの場合も具体的な計量値が示されている文献が少以上、中国出土王莽銭の尺度と重量を出土銭と銭范の両面からみ

子范)が適合するものである。翌年の始建国元年正月朔日以降から 私鋳されていたことを示している。 とおりであり、西安附近および河南省発見の銭范をみても、 例で、これらの尺度と重量に適合しない例が数多いことは前にみた 径二・七八㎝に近似するものが増加したと考えられる。実際の出土 中で径三・〇〇㎝と径二・七〇㎝に近似するものは次第に減少し、 天鳳元年以前の五年間に鋳造された大泉五十では、これら三種類の た銭范のうち、径三・○㎝のもの(銅製・子范)、径二・八㎝のもの 六〜七・八○gに近似するものであって、西安市附近から発見され 居摂二年に初めて発行された大泉五十は、初鋳のものの径が三・○ ては、現段階において次のように指摘できると思われる。すなわち、 の中で比較的その計量値が多く示されている大泉五十と貨泉につ なく、統計的手法による分析を試みるには資料不足は否めない。こ (粘土製・母范) が適合し、河南省収集の銭范では径二・九㎝ (銅製・ (始建国元年小尺) に各々近似する三種類があり、各重量は七・六 などがみられ、官制とは合致しない大泉五十が発行直後から (鉄製・子范)、径二・二㎝ (銅製・母范)、径三・三㎝ (始建国元年大尺)、二・七八㎝ (始建国元年中尺)、二・七〇㎝ (銅製・ 径 一 •

近似するものであるが、実際の出土銭のうち、これに適合しない例るものであったと考えたい。重量の五銖は三・一五~三・二五gにされていたとも思われ、径は二・三〇八㎝と二・三四七㎝に近似す年尺が採用されたと考えられるものの、なお始建国元年中尺が慣用天鳳元年に初めて発行された貨泉については、その尺度は天鳳元

このことは、前漢以来の貨幣である半両や五銖とともに貨泉にも周 種についても、数量的分析による比較検討が今後の課題であろう。 幣総量との関係に起因するもので、官鋳のみならず私鋳の王莽銭各 市場で売買される諸々の品物 を規定した重量における十二進法・二十四進法との矛盾や、 である。この理由は、貨幣の名目上の値における十進法と、その値 郭や孔郭を剪ぎ落した剪輪銭・剪郭銭の存することからも窮えるの とその比率は、名目の値より品位と重量が基本とされたのであって、 や貨泉などは私鋳銭と考えられるものの、市場における貨幣の交換 は前者は二二銖もしくは二三銖、後者は一○銖に近似するようであ 中尺、後者は始建国元年大尺の一寸二分にそれぞれ近似し、重さで どのように解釈すればよいであろうか。径では、前者は始建国元年 が多く認められることは前にみたとおりである。銭范においても、 る。この大貨泉を含め、『漢書』食貨志の規定に合わない大泉五十 のや、径三・一㎝、重さ六・二一gなどの大貨泉がみられることは 末に私鋳されたものとされる、径二・七五㎝、重さ一四・五gのも 私鋳が盛んに行われたことを示している。なお、貨泉の中で、後漢 径二・四㎝(西安附近出土、銅製・母范) が適合するほか、径二・一㎝ (四川省石嘉出土、黄銅製・母范)は適合せず、貨泉も発行当初から (商品) の価格と総量に対する発行貨

おわりに

和台の鴻臚館跡の遺構から、日本では初めて大泉五十が発見された本稿を草する契機となったのは、冒頭に述べたように、福岡市平

表 4.
日本の王莽銭出土地名表
(註3)高倉洋彰氏作成地名表を一
部改変
・追加)

27777786 23 23 23 22 21 21 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20
本 福岡周市中央区域内沟護館跡 地 名 名
那跡 那跡 那跡 那跡 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和
古墳時代(10世紀) 古墳時代(10世紀) 古墳時代(10世紀) 古墳時代(10世紀) 古墳時代(10世紀) 古墳時代(14世紀) 中世 (新華) 中世
(中)
経 (2m) (2m) (2m) (2m) (2m) (2m) (2m) (2m)

一gを測り、 代の官鋳品とするには疑問が大きいものであった (図5)。計量値 が一一世紀の遺物を含む廃棄物処理遺構 れたのである。 志の規定には全く合致せず、銹化による重量の若干の増加を勘案す においては、 いものである。 れば、まさに六銖に相当し、規定の丁度半分の重量になると考えら こったのであるが、出土した大泉五十は径二・七六㎝、 含まれてはいなかった。このためにその移入時期をめぐる議論が起 ことによる。 この層あるいは上層には弥生・古墳など古い時代の遺物は一切 肉眼観察だけでも鋳上がりが悪く、器面は風化が著し 径は一寸二分に合致するものの、 しかもこの大泉五十は、最下層が一○世紀後半、 周郭や銭文もシャープさに欠けており、これを王莽 S K | 01 重量は の下層から出土 『漢書』 重さ三・九 上層 食貨

うになろう。すなわち、第一には王莽銭のうち大泉五十・貨泉など く企図したのであるが、これまでみてきた結果をまとめれば次のよ このような疑問から、 中国から出土する王莽銭の実体を調べるべ

跡出土王莽銭にあっては、 過できないと思われ、 流通していたということであ 新代のみならず、少なくとも宋 の円形方孔銭 る貨幣経済史的側面からみて看 明代までは通貨として市場に このことは日本歴史におけ (銅貨) は、 日本の遺 貨泉 王莽



鴻臚館跡出土大泉五十

のである。 ということである の出土例が多いものの、 純に王莽銭=新代の貨幣とすることはできず、それらの中国出土例 (私鋳銭を含む) との数量的分析などの手続が方法的に必要である 第二には、 弥生遺跡から出土する王莽銭についても、 最近では中世の遺跡出土例も増加している 単

資料作成で大変なご苦労をおかけした。これらの方々に対し厚く感 情報を教えていただいた。当館の小松原澄江、中村浩美の両嬢には いただき、高倉洋彰氏からは日本および中国の貨泉出土例について 謝する次第である。 本稿を成すに当たっては、 橋詰武彦氏からは古銭についてご教示 (一九八九、一、一九稿了)

- (1) 福岡市立歴史資料館 鴻臚館跡出土品速報展 一九八八
- 2 意見の一方は、一世紀初頭にもたらされたものが何らかの事情 階で移入されたとする。日本と中国の学者双方が新聞紙上で所 説を展開した。 で鴻臚館の遺構に紛れ込んだとし、もう一方は、一〇世紀の段
- 3 古銭学では、唐より以前の貨幣を古代貨幣、 代貨幣と区分している。 唐以後の貨幣を歴
- 4 岡崎敬 中国と日本の貨幣の交渉 大阪市立博物館図 歴代貨幣展・日本歴代貨幣展 一九八四 大阪 録 中 国
- 5 橋口達也 半両銭・貨泉について 志摩町教育委員会 -福岡県糸島郡志摩町所在墳墓群の調査─Ⅱ 一九八八 新町遺 福
- 6 小田富士雄 化研究会 古文化談叢九 Ш 口県沖ノ山発見の漢代銅銭内蔵土器 一九八二 北九州 九州古文
- $\widehat{7}$ 栗山伸司 第1地点谷部出土の五銖銭 財北九州市教育文化事

伴う発掘調査―一九八六 北九州。 業団埋蔵文化財調査室 守恒遺跡―国道三二二号線築造工事に

22

戴志強・谢世平

" 貨 泉

初探--兼论莽钱制作特征的演变--

- (8) 奥村武 博多袖之湊発掘文化財品名目録 一九五三 福岡。
- 弥生時代篇 一九八二 東京。(9) 小田富士雄 大分市・丹生川周辺の弥生遺物 九州考古学研究
- (1) てが飛ば、上は続けられた。『四月』(と『かんだ、名言十月』(2)、末永雅雄・島田暁・森浩一(和泉黄金塚古墳)一九五〇(京都。
- 博多駅築港線関係埋蔵文化財調査報告(Ⅲ)─博多─ 一九八(11) 大庭康時 五銖銭について 福岡市教育委員会 都市計画道路
- 福岡県大野城市仲島周辺遺跡調査概要― 一九八三 福岡。(12) 舟山良一 貨布について 大野城市教育委員会 仲島遺跡皿-
- 貨志の天鳳元年発行に従うものである。記述があり、地皇元年発行説をとる研究者もいる。本稿では食(3)『漢書』王莽伝の地皇元(二〇)年の条に貨布と貨泉の発行の
- (4) 容庚 漢金文録巻三 一九三一 上海。
- (15) 劉体智 小校経閣金文拓本巻十一 一九三五 上海。
- 東京。 (16) 関野雄 中国古代の尺度について 中国考古学研究 一九五六
- (17) 羅福頤 伝世歴代古尺図録 一九五七 北京。
- 東京。 (18) 中国国家計量総局 中国古代度量衡図集(邦訳版) 一九八五
- る。ピタリと一致しており、後漢代の一寸にもあてはまるものであ(9)この数値は、「漢委奴国王」金印の四辺平均長二・三四七㎝に
- 一六年~質帝期、四型が桓帝期、五型が霊帝期としている。漢武帝~昭帝期、二型が宣帝~平帝期、三型が後漢光武帝建武(20) 五銖銭の各型式と発行・流通の絶対年代については、一型が前
- 帝五銖)に分けられている。(21)焼溝漢墓の分類との関係は、一型がⅠ型(武帝五銖)とⅡ型(昭

-)東京「京門」に接入りではたったでは、これで、中国銭币一九八四―一
- (23) 陳直 石渠閣王莽銭的背面范 考古通訊一九五五—二 北京。
- 八—七 北京。 卢智邦 兴平 豆馬乡发現漢代"大泉五十"銭范 文物一九五

24

- ——一一 北京。(25)陜西省博物館 西安北郊新莽銭范亭址清理簡报 文物一九五九
- 京。(26)金槐 河南邓县发現一処汉代鋳銭址 文物一九六三—一二
- 一四 化京。一四 化京。四川西昌发現貨泉銭范和銅錠

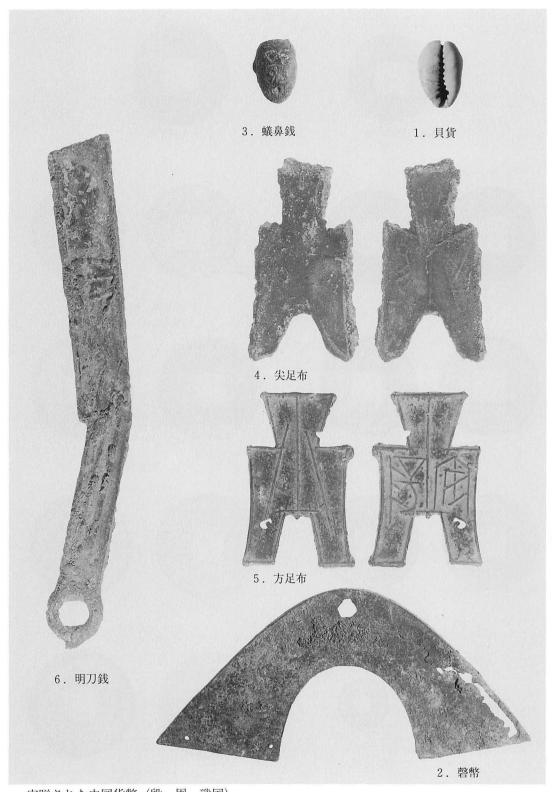
考古一九七七

北

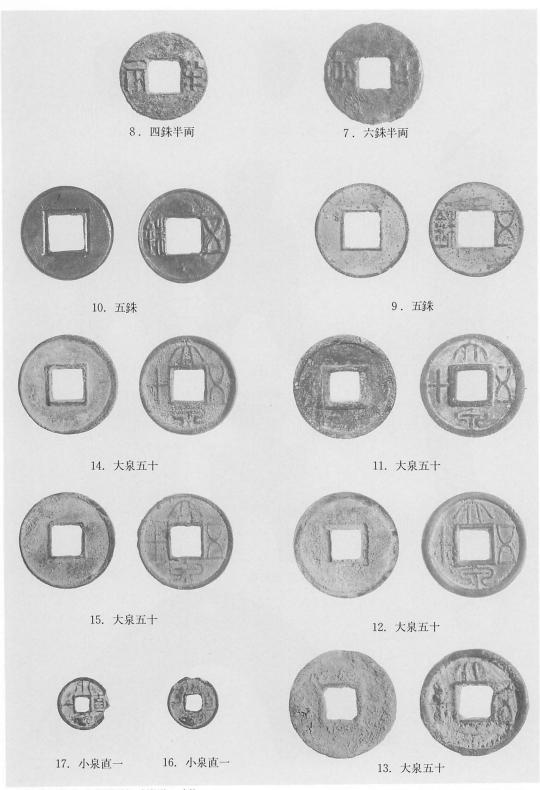
- —四 北京。
- (29)刘东亚《河南征集的"五銖"及"大泉五十"銭銅范《文物一九二》北京。(28)蔡永华《解放后西安附近发現的西汉新莽銭范》考古一九七八—

八五一六

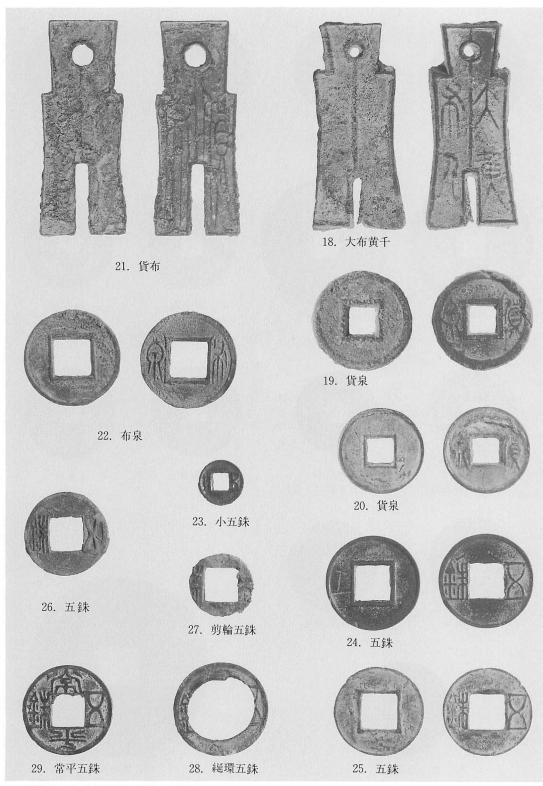
和六二年度発掘調査概報— 一九八八 福岡。(3)高倉洋彰 貸泉出土地名表 九州歴史資料館 大宰府史跡—昭



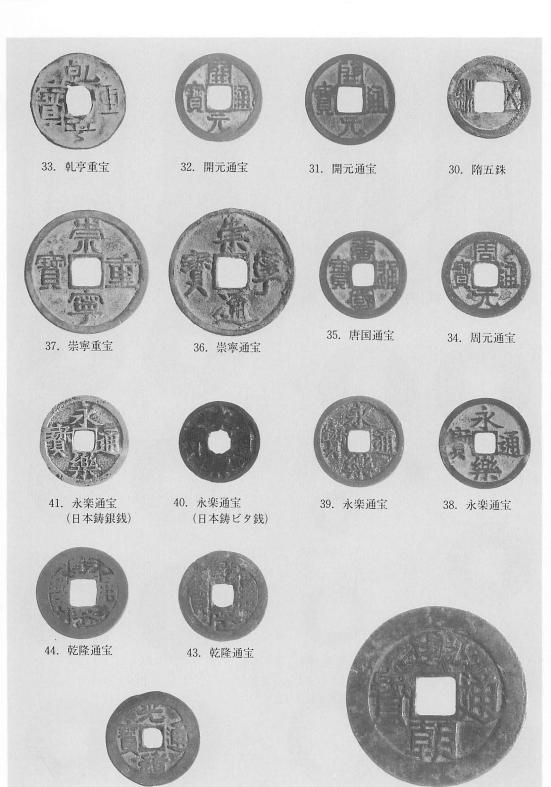
寄贈された中国貨幣 (殷・周~戦国)



寄贈された中国貨幣 (前漢~新)



寄贈された中国貨幣 (新~三国)



寄贈された中国貨幣 (隋・唐~明・清)

45. 光緒通宝

42. 興朝通宝

執 筆 者

高 田 茂 廣 福岡市立歴史資料館嘱託

塩 屋 勝 利 福岡市立歴史資料館文化財主事

福岡市立歴史資料館研究報告 第13集

1989年3月31日

編集・発行 福岡市立歴史資料館

福岡市中央区天神1丁目15番30号

TEL. (092) 741-5488

印刷祥文社印刷株式会社

福岡市博多区博多駅南 4 丁目15番17号



